

を搬出して、その災を免れたり。その後慶長七年豊臣秀頼再建し稍舊觀に復するを得たるも、往時傳ふる所の諸堂以下三百六十有餘坊の盛に比すべくもなし。元祿十五年には、なほ願王院、從心院、寶瓶院、萬藏院、福生院等十九坊あり。徳川時代に入ても代々の將軍より朱印をうけ、屋敷分十七石三斗餘を有したり。現在、本堂、穀聚堂、首堂（壽永の昔攝津一の谷の戰に討死せしもの、鬻體を納めしもの傳ふ）鐘樓、樓門等あり、往時の多數の支坊は只僅かにその三四の名残りを大手の兩側に止むるのみなり。寺寶頗多、中にも建武二年十二月二十三日僧正弘眞の奥書ある如意輪陀羅尼經、僧正光賢の奥書ある寶篋印陀羅尼經、及び光賢下知狀（應永三年二月十二日）は國寶に指定せられ、南朝諸帝の繪旨、足利將軍の御教書、織田信長の朱印等二十數通、其他鎌倉以降の古文書多數あり。

大威德寺、牛瀧山

山瀧村大字大澤

牛瀧山と號し、古來楓錦の美し山水の勝を以て普く世に喧傳せられたる牛瀧山の西瀧山の下にあり。も一山兩流の古刹なれどもその創建年月詳ならず。泉州志に牛瀧縁起を載せれば左に引用せん。

牛瀧山大威德寺者、先佛之所游化、靈神之所窟宅、役行者草創之、弘法大師惠亮和尚所經歷也、古者山名石藏五山有、轉法輪峯、斯處昔釋迦如來轉法輪處、峯有高坐石、是佛之觀座也云、役行者來于此、修鍊以第二瀧上、彫刻不動尊安置之、今明王堂也、行者納七寶于巖窟、爲山鎮、窟中杳冥多烈風、號風穴、深可二十町、往昔天下大旱、帝使占之、曰、鳳城之坤隅有瀑布、雲霧彌漫其上、禱雨于彼地、則必獲之、於是差勅使、禱雨、須臾若有應、沛然雨下、帝大悅、重遣使者、於瀧上奏樂以養之、樂原其地也云、六十六州亦分入田園于此上、號六十六段田、自茲尊瀑布、名嚴重瀧、從爾以來每歲六月十五日轉讀大般若、以祈五穀、救旱魃、山有求聞持堂及兩層塔、弘法大師之所起也、叡山大參坊惠亮和尚曾來于此上、修大威德法、爾時大威德尊從第

三瀧湧出、其所騎牛、潭心臥石是也、其石長四丈、瀑布來之、飛流、恰似青牛瀧出水、惠亮感喜瞻仰、乃坐於大日岩澗石牀、一刀三禮造大威德尊像、以爲持尊、至此呼嚴重瀧曰牛瀧、第一瀧高二丈、第二瀧高十丈、第三瀧高四丈、此三瀑布水源有、四十八瀧、曲打轉流、古老相傳、瀧之高底四十八、故得斯名、山中異迹亦多。

山有二宗四十坊、本坊方爲眞言、穀屋方爲天台、將軍家賜證印、免除樵米地租稅、近來楓樹擁一山、最奇絕壯觀也、騷人墨客不可不到、山林十八町十六町、他の舊志亦多くこの所傳を出でず。以上の縁起も他の所傳により當寺の沿革を畧記せんに、當寺は役行者の草創にか、天智天皇の勅願所となり石藏五山の名あり、後弘法大師、惠亮和尚の經歷する所たり。惠亮は叡山より來り、大威德の法を修し一刀三禮して大威德明王の像を刻し持尊を爲し、爾來、兩宗となり本坊は眞言を修し、穀屋坊は天台を學び、併せて四十八坊を有し、樵米の地其租を免ぜられ、堂塔伽藍莊美を極めたり、豊臣氏徳川氏に至りてもまた朱印地を付せしが維新後衰頹し纔に二塔頭の存するのみ。

疆域は巍峩嶙峋たる牛瀧山中にあり。誠に古來稀世の勝區たるの名に背かず、山は一溪之を劃して前は東瀧山後は西瀧山と云ふ。西瀧山は古柏老松相擁合し、楓林その間を點綴し、東瀧山は千仞の懸崖楓樹を以て滿され、兩山相蹙る所、巖頭三層の瀑布懸れり、第一のもの高さ二丈四尺幅五尺、第二のもの高さ一丈二尺、第三のもの高さ四丈、潭心に巨石あり飛泉を受け、飛泉之を挾みて流る、其形恰も青牛瀧り出る水に似たり。大參坊惠亮曾て此の山に來り大威德法を修せしとき、明王出現して此石に跨れり、牛瀧の名是より起れり、溪中の岩石をつたい上れば一町にして錦流瀑あり、更に溯れば四十八瀧あり、各佳名あり。牛瀧の上の岩壁に風穴と稱するものあり、深さ幾ばくなるを知らず、風颯々として來り鬢髮を揺かす。此地春は櫻花に新緑に、夏は杜鵑に河鹿に、冬は觀雪に宜しく閑雅幽邃別天地の趣あり。秋の紅葉の美言語に絶せり、古人の來遊賞美の跡をたぎらん。

三、寺院・寺院址

此山の丹楓は高雄通天にも劣らずして、谷の底も、峯の高きも、紅ならざるはなし、其くれないの中より三つの瀧だん

くにおちて、牛石さしはさみて、水の音つよく、霜に染たる紅葉は、此牛の脊に散かさなりて、錦の褥を着たるが如し、あるは溪の早き瀧に流れ、あるは巖の肩に舞止るもあり、散かたには坊舎の書院厨までみな紅にて、人の顔も赤き面を被たるが如し、楚岸吳江もこれにはまさらじごぞおもふなるべし。

暮ぬきてさても覺へず紅葉はの下てる山の入相のかね

普照院宮元瑤法親王 九十一歳
林丘寺宮元秀法親王

牛瀧の紅葉をすりうつしたるに

時雨せし山路のそでの名残かな霜にかれせぬ霜の言の葉

風早 公長 卿

山高みうつるもみぢにもものよりも秋はここなる瀧津いはなみ

武者小路實蔭卿

行て見てもみちを分る秋もあらはなにうし瀧の山遠くこも

烏丸 光榮 卿

をこにのみさこそきくはうし瀧の山の紅葉ばいつか分見ん

冷泉 爲久 卿

今もわれ車をこめて牛瀧のもみぢのはやし秋にめつらん

武者小路公野卿

染かけてをるや錦もたてぬまに紅葉しからむ瀧のしらいこ

高橋 季重 卿

つてにのみき・てやまむもうし瀧の山は都のよその紅葉

からにしき風の行手に織かけて紅葉をぬきの瀧のしら絲

義胤 僧 都
惠通 僧 都

よそにしてまだ見ぬもうし瀧津波名にこそたてれ山の紅葉

似 雲

紅葉する牛瀧の音は遠く雲井にひびきてやむここなき御方の

言のはしけかりければ

小車もつねにこごめむ名にしおはばうし瀧山の木々の紅葉は

うし瀧やもうくこふも夕もみぢ

京 梅 盛
塘 雨 竹
班 竹

谷峯もつかず紅葉の入日かな

牛瀧の紅葉を見て狂歌をよめる

紅葉見て耳は洗はず酒で去ぬわれは菓文を牛瀧の本

午瀧山賞楓

天以風霜筆 向山作田青 雨崖開又合 巧成曲々屏

至其奇絶處 文字不可形 危石如奔牛 何來此地停

飛瀑觸頭角 噴沫轉雷霆 林壑稍將暮 夕陽破晦冥

山氣浸衣袂 心目共惺々 忘得信宿此 換骨忝山靈

知吾非俗士 幸不閉巖扃

同
牛山之美如美人 雲錦七裏爛纏身 邂逅相觀何時節

竹崎 小竹

十月天氣温似春 他年經過太倉猝 暮雨朝雲纒一瞥
今日重遊停午時 犀額映日更艷絕 愛戀不容著綺語
多情恐被山靈妬 小杜楊州夢未醒 欲去停車幾回顧

轉法輪寺

山瀧村大字大澤

村中央字通堂にあり、竹樹の間を登るこゝ數町にして茅葺の小刹あり。往時はこの後山にありて規模宏壯なりきにて、寺は高座山ニ号す、傳へて役小角の開く所ニ爲す。永祿の頃、淨土宗に改む。舊誌皆峰中記を引いて、此處に手越井、大黒窟、行道石、高坐石等猶ほ存す記せり、今實地を檢するに、高座石といふものは後山の上にあり。相傳ふ、昔時、仙人(一書に如來)法を此に説くこゝ、而して大黒窟、行道石は如何になりしか今存せず。手越の井云ふもの、舊記轉法輪寺の條に「手越の井云ふ清水有、行者錫杖にて掘玉ふ、漏出手を越に依、其井、手越云ふ、其村の所名に呼也」こゝ、寺に是の井なし。此處を距る十二三丁の處に字手越(土俗てこいこ呼ぶ)あり、此の部落に一良井あり、是れ所謂手越井ならんか。
舊記に、當寺に縁起及寶什存するこゝ見えたれど、今は衰廢し何等古を徵すべき物なし。

勝福寺址

山瀧村大字大澤

大字大澤字小谷にあり。蓋し牛頭天王社(維新後八阪神社ニ稱す)の宮寺にして同境内にあり、淨土宗に屬す。近來微々纒に命脈を保ちしに、數年前八阪神社が同部落なる菅原社内に移轉併合するに及び寺も亦廢せらる。最爾たる一字は猶ほ存す。夫の和泉志に「有鐘、勅曰、阿波國秋月莊八幡神宮梵光寺、應永二年八月十二日鐘、相傳三好氏取掠而施之」。こいふもの、早く其の所在を失ふ。

四、古墳、經塚

乳岡

神石村大字上石津

今は形狀稍々損ずこゝ雖も純然たる車塚なり。周圍二百三十六間、南峰高さ四間、北峰高さ七間、是れ泉州記に記す所、和泉國地誌には、封土の高さ六間半、東西三十間、南北八十間一分、周圍二百二十間二分ミす、當年の周池今全く水用ミなる。是は何人の墳なるか衆訴紛々して一も確證なし。即ち

- 一、履中天皇御陵の陪塚ミする者(和泉誌)これ帝陵に近きを以て言ふのみ。
- 二、石津連祖野見宿禰の墓ミするもの(泉州志石津社舊記)これ姓氏錄より推せるのみ。
- 三、仁德天皇の御乳母の墓ミするもの(泉州記一本)これ大仙陵にさほ遠からず、且つ岡が乳云ふ名負へるより推せるのみ。
- 四、履中天皇の御乳母の墓ミするもの(和泉國地誌)
- 五、乳朝臣の墓ミする者(泉州志)これ岡の名より推せるのみ。

山頂に念佛寺といふ尼寺ありて百萬遍知恩寺未なり。相傳へて行基の開基ミなす。亭保中尼養運中興す、寺に觀音堂あり。この寺も上石津の村中にありき。故に上石津は舊時觀音寺村とも稱せり。

山頂、寺に接して小墳あり、高さ六尺許り周り、二十六七間其の上に小石籠を安んず。この石籠の事は泉州記一本(延享二年の記録)より外に見る所なし。舊物なるこゝ知るべし。殊に珍ミすべきは石扉に微に菊ミ桐ミの御紋章の痕跡を窺ふべきこゝ是なり。中には何物をも存せず、其の側より石棺の一角露出せり。是の墳につきては何等の傳説をも有せず。

四、古墳、經塚

岡の西半腹に古碑あり、或は夫の稱徳天皇紀に見えたる石津王の墓とすも當らず。

濱寺町大字下の古墳

濱寺町大字下

經塚池 村の東南にあり、東西十七間、南北十九間、周回百三十二間、池の中央に經塚あり。

黄金塚 東西二十七間、南北三十三間、周回百六十七間。

十方塚 村の東方にあり、周回五十八間。

右何れも來歴傳はらず。

富木車塚

取石村大字富木

富木部落の西北四丁許の處にあり。元ミ車塚の形式頗る備はり、西部は低くして殆んど畑地に均して、東部は高一丈二尺、周回凡一町、上に稚松を生じたり。今は其形、半失ひぬ。俗に小栗判官の墳墓なりと言ひ傳ふ、延寶の檢地に七十五坪除地あり。

信太の千塚

信太村信太山

上野の原、稚松寒草の間、古墳處々に散在し、東南の隣村の地に及ぶ。巨大なるは、少し之を開掘すれば、石を疊みて龜の形をなすを見、間々陶器鐵片の類を出す、副葬品なるべし。和泉志に稱す「千言ミ其多、民鋤爲田今尙存三百餘」云。今、之を崩壊するは其の石材を得ん爲めなり。この塚に關する傳説、記録全々有る無し。

黄金塚

信太村大字上代

部落の北方、鶴田村大字原田の西方に接す。其の形所謂車塚に類す。古來之を黄金塚と稱す。周圍二百十間ばかり、是れ蓋し古墳ならん。而して何人の墳なるかを知らず。時に埴輪圓筒様のもの、露出することあり云ふ。

大字上代には、此の外に古墳あり。即ち

番所塚 周圍二十七間

窠塚 周圍三十七間

横代塚 周圍三十間

伯太の古墳

伯太村大字伯太

錫塚 大字伯太部落の南二丁、小栗街道の東一丁許の處にあり。車塚を形を具へ、廣さ三反歩ばかり、松樹鬱蒼として美なり。其の形頗る整ひ全丘小石を登みたり。周圍の痕跡存す。

御所山址 大字伯太の南部小栗街道の西側に沿ひたる處に小丘あり、里俗、ごしやまと呼ぶ。或は御所山の字を當つるものあり、一名火振り塚ともいふ。數年前、村營新築のため之を破壊したる際、副葬品と覺しき鐵片出たり。按ずるに御所は所謂平松御所にあらざるか。

丸笠塚 丸笠神社の境内にあり。社の左方數間を距てたる處にある小高き圓墳、是れ顯然たる陵墓なり。埴輪圓筒所々に露出す。社域全體が一大車塚の形を成し、三方に池濠を廻らす。但し一方は蜜柑山に接したれば、元より四周したるにはあらず。

按ずるに、和泉志に「大臣塚大塚俱在伯太村」云いひ、和泉國地誌に「伯太村古墳、封土の高八尺、周圍四十間、反別一

畝十歩、何人の墳墓たるや不詳」といふ。皆其の何れを指すか明ならず。

荒 墓 踞尾村

泉州志に

村北有舊墓方可二町半未詳何人墓

是は履中天皇御陵の南一町餘の處にあるものを指せるなるべし。地は踞尾村に屬す。車塚式にして全山稚松あり。今民有地たり、水田四方を遶り舊時の周池たるこゝ歴然たり、俗に大塚山と稱す。

牛 神 塚 八田莊村大字八田寺

田野の中央に面積三十坪餘の圓墳あり、俗に牛神塚といふ。泉州地方に同名の墳多し、土人之を畏敬し、一莖の草、一掬の土だに取るものなし。或は曰く牛神塚は氏の上の塚にして、蜂田連なごの墳墓ならんかき、疑ふべし。

御 山 古 墳 鶴田村大字草部

大字草部部落の東南隅にあり、高さ四間。これに横穴あり、石を以て疊み東に向ふ、深さ二間餘、幅一間許なり。名所圖繪に

瑠璃窟、大塚山薬師堂の傍に在り、古は成願寺といふ淨刹あり、慶雲年中僧止行基の開創なり、世人行興寺の奥の院と云ふ。

瑠璃窟は即ち是れなるべし。里人、今、御山と呼ぶ。故老云ふ、幼時には大塚山と記せる石柱ありき、丘上嘉樹葱々たりしを、大正四年伐採し、僅に横一株を存す。舊來入口に垣を結び時祭を致し、に、近年は虔敬を加へず漸次崩壊せん

す。三十餘年前に村人之を發掘し、鐵器の破片を得たり。中に鍍金したるもありきと云ふ。

按ずるに、和泉國中在所、古高細見記に、道臣命の塚草部村中に在り、除地二百坪と、是れ之を指すならん。之を日下部首の墓なきと云ふ人もあり。

牛 石 美木多村大字檜尾

檜尾部落の東方上神谷村との境なる丘上にあり。畑の中に二畝許の芝生あり、其の中央に黒色の石あり、形巨牛の如し、村人敢て近づかず。傳説に據れば、昔時人あり、之を斫りしに出血夥しく流れて山下の池中に入る、今に大方血池、半分血池の名あり。或は云ふ、是れ古墳にして是の石は石槨の蓋ならん。所謂流血の説は、之を開掘するに方り埋めたる朱の出でしものならんか。

黒 石 の 古 墳 南池田村大字黒石

是の地の古墳古く物に見えたり。男家、女家、子家の三墳相累り、巨石を疊みて造り、窟中、闊きもの六七歩、狭きもの方丈といふ。堺縣の調査にも三墳の名を擧げ、男家、女家ともに周圍十間餘、村の中央にあり、子家も大さ相同じく村の下方にありと言へり。然るに今存するものは唯一のみ、所謂男家か女家かの中なるべし。聞く、舊時是の邊に這種の墳墓存する者十を以て數ふべかりき。

現存のものは蜜柑畑の中にあり。塹鋤漸々侵し原形頗る損ぜり。横穴は南に向ふ、羨道長さ三間、狭き處の幅三四尺、高さ五六尺、玄室は奥行三間、幅之に半す、高さ七八尺、疊むに花崗石の大なるものを以てす、窟内の土は黒色を帯び、木質の腐朽せるが如し。昔日刀劍、馬具祭器の屬を掘り出せしこゝありき。里人或は云ふ、是れ正平頃、此の地方に居りし宮里四郎右衛門の墳ならんかき、誤れるこゝ明なり。

四、古 墳、經 塚

三林の古墳群

南池田村大字三林

春日神社後方の丘上及び賽路左右の林間に十数の古墳累累たり。打ち見たるころにては低き土饅頭にして其古墳たるに心附かず。聞く、享保三年六月盜賊こゝに穴居したるを以て故らに之を破壊したるなり。石頭の此處彼處に露はる、のみ。數年前よりこの邊開墾につき、既に除き去りたる古墳四十八に及ぶと云ふ。

玉塚

郷莊村大字坂本

大字坂本字戒下の北方にあり。青松叢生せる圓墳にして其の周隄現存す。封土の高さ三間、周回一町許、頂上稍々凹む、全丘小石を以て整み固め形態整齊なり。古書に多く坂本臣鷹野の墓とせざるも、其の年代遙に古く、且つ身分低き人の墓にあらざるこゝ明なり。寧ろ坂本氏の祖先のものと言はんか。

百舌鳥野古墳群

東百舌村、西百舌鳥村、中百舌鳥村、神石村、踞尾村、向井町

百舌鳥野三帝陵附近に古陵墓極めて多く、然も規模の壯大なるもの多きを占む。この中三帝陵御廟山にさんざい三陵の陪塚は、各條に記事あれば之を畧し、其の他一併して茲に記すべし。

上代の百舌鳥野は、今の百舌鳥三村より向井町、舩松村、神石村、踞尾村に亘りて汎く稱したるなり。即ち向井町大字中筋なる反正天皇御陵、舩松村なる仁德天皇御陵、神石村大字上石津なる履中天皇御陵が、皆百舌鳥陵と稱せられたるを以て知るべし。此の間陪塚點々し、其の名古書に散見す。而して其の名稱今も異なるものあり、又その地點の記載なきを以てその指す所明ならざるものあり、陪塚に編入せられたるものも然らざるものあり。舊幕の頃には大抵民有地なりしが、明治初年地券下附に際し、古來納租せるものは悉く民有に歸し、其の證なきものは陪塚とせり。故に不毛の原野にして

所謂土捨場と稱するものが陪塚に編入せられ、形整ひ隄環り老松鬱々一見して佳城たるを知るべきもの却つて民有となれるなきの怪事ありき。その民有に歸せしもの、中には、既に田畑となりて形を失へるもあり、發掘せられて副葬品を取られたるもあり、民有に屬するもの左の如し。

	高さ	周り
八幡塚	一丈五尺	六十六間
收塚	二丈一尺	六十二間
長山	二丈六尺	百六十三間
狐塚	七尺	四十間
茂右衛門山	八尺	六十七間
原山	一丈一尺	五十八間三分
鷲山	一丈一尺	三十四間
ぐつぜほ	一丈一尺	九十二間
錢塚	九尺	八十七間
七觀音	一丈三尺	八十二間
旗塚	一丈三尺	八十二間
寺山	一丈一尺	三十八間
七觀音	一丈九尺	百二十六間
長塚	一丈九尺	九十七間
乳の丘	三丈八尺	二百十八間

四、古墳、經塚

兜塚	一丈四尺	九十間
き塚	一丈七尺	百三間
大塚	四丈二尺	三百間
石塚	六尺	二十四間
いたすけ	三丈五尺	三百三十間
播摩塚	一丈二尺	百三十三間
吾呂茂塚	八尺五寸	四十七間
善右衛門山	八尺	五十一間
保原	六尺五寸	九十二間
つしろ坊山	一丈七尺	八十六間
万代寺山	一丈一尺	六十五間
平井塚	一丈六尺	六十四間
文珠塚	一丈二尺	五十三間
湯の山	八尺五寸	二十一間
こうじ山	一丈	六十一間

上記の外、小墳跡しませず。これに中陵の陪塚十二、南陵の陪塚四、北陵の陪塚二、大字百濟にある陪塚一を加ふれば、實に五十有餘に達せり。

左記したる表中、長塚とあるは、即ち船松村に在りて武内宿禰の墓と稱するもの、大塚とあるは神石村大字踞尾の荒墓、いたすけとあるは西百舌鳥村大字高田にありて五位鸞の群棲を以て聞ゆるものなり。

野園池古墳

北上神村大字大庭

大字大庭寺部落の東南に接する野園地（漢字は假に當つるもの）の中へ南方より斗出する半島は巖島と稱す。泉州志に所謂「村南有池、池中島有三石碑、薛蘿蔽覆而不知其銘、蓋大庭氏之墓歟」とは是なるべし。此處には雜社巖島神社ありて氏神たりしが、明治四十三年二月久世村の多治速比賣命神社に合祀す。半島の頭部は、今に林樹蒼潤薛蘿搖蕪し、墳高二間周回二十間許、實に古墳たるもの、如し。其の頭部の形勢も此に似たりしを開墾を加へ、大正四年全く畠地と爲しぬ。其の際多數の祝部土器を掘出せり。此の半島は車塚にして、是の池は周隄なりしこと殆ど疑なし。是れ大庭造の墓ならんといふもの無稽の言にはあらじ。

陶器の千塚

東陶器村、西陶器村

東西陶器村に涉りて田圃の間處々に墳塚點在す。其の數頗る多く、之を千塚と稱せり。其の大小一ならず、大なる者は周回五六十間、大抵は圓形にして高さ一丈許り、松樹の亭々たるもあれば、茅葺の々芋たるもあり。古來畏れて之を敬し、敢て之を侵す者なし。領主小出有宗の如きは之が保存に心を用ひきこぞ。其の後犂鋤漸く侵し、殊に大正三年耕地整理の行はる、や、多くは崩壞せり。其の際、刀劍、玉、祝部土器等を出す、其の封土は、一種の細壤を選み之を固めたるもの、如く石礫を交へず。而して之に關する傳説も存せず。或は之を陶津耳の子孫田原氏の墳墓ならんといふは、全く想像の説のみ。

辻之古墳

西陶器村

數年前大字辻之にて田間少しく墳起したる處を夷ぐるに當り、漆喰に似たる層に觸る形船を覆せるが如く長さ一丈有

餘、之を除き去りて陶甕二個を得たりといふ。是れ古墳なるべし。大正五年挿秧に先だち更に之を夷げ、今は全く田面となる。而して地下には船形の地層猶ほ殘存するものあり、此の層厚さ二三寸、頗る硬し。内面には薄く綠色の釉藥を施し、外部には濃褐色の土質のもの之を裹む。其の地、陶荒田神社の西南四町許の處にあり。或は此の祭神に關係あらんも測るべからず。而して此の地、俗に三つ池と稱し、三個の小池相接す。相傳へて小出氏舊居の址とす。されば當時の遺址ならんも亦知るべからず。

鉢塚

上神谷村大字鉢ヶ塚寺

法道寺の背後なる小倉山の巔に在り、盤回して登るこ五六町、雜木蔚茂せる處に土塀にて圍まれたる方四間許の地、こゝを法道仙人鉢を埋めし處とす。數十年前まではこゝに一小拜殿ありしが今はなく、土塀も亦壞廢せんす。もこゝ官有地なりしを、近年拂下を受けたり。按ずるに是の山全體或は古墳ならんか。

經塚

南横山村大字父鬼

大字父鬼より紀州へ踰ゆる阪路二あり。左を七越寺峠、右を錫谷峠と云ふ。兩阪頂上の中に圓墳あり。經塚と云ふ、廣さ百餘坪茂林之を環擁す。小祠あり瓦石もて之を造る。相傳ふ役小角法華經二十八品を分ちて葛城の峯に置く、是れ其一なりとす。

法華經塚

山瀧村大字内畑

大字内畑字西堂にあり、一名を鶯塚と云ふ古老云ふ。城主波多某逃走の際、法華經を埋め其上に小社を建つ。數丈の封土雜木扶疎たり。

經塚址

深井村大字深井

野々宮の東約二町の處にあり。高さ五尺、周回十五間。行基築く所と云ふ。上に古松一株あり、一本松と稱し、頗る風致に富みしが、三十餘年前に開きて畑となしつ。開發の際、黒色の小石夥しく出づ、今にして之を思へば一字一石のものなりしならん。

五、墓 碑

源行家墓

濱寺町大字下石津

石津川に架せる大陽橋の南詰に數歩の地あり、此處に高さ三尺ばかりの碑あり、表面に「南無阿彌陀佛」を刻し、背面の中央に「行家」、其の次の行に「正徳三年癸巳歲建之」を記せり。

延寶七年の檢地帳に

一人歩 東西貳間、南北貳間

但し宮建あり。

是は文祿四年柴田新兵衛檢地にも除候に付往古之通除之。

次に寛政四年の明細書にも

一鎮守屋敷 東西貳間、南北貳間

泉州記一本下石津の條に

往還川端に藏人行家舊跡有、小塚有、其上に松有、行家松云、是は京都より落下り民家に忍居討手來り打れたまふ、

其體此川端に埋云、討手都の守護左馬頭能保頼願妹婿也、

其の他、舊誌皆行家の墓をなし行家松あることを叙す。源行家は源頼朝の叔父なり、義經に黨するを以て頼朝之を除かんと欲す。其の和泉河内の中に潜むを聞き、之を逮捕せしめて殺す。其の死處は泉南の近義郷八木郷、淀の赤井河原なき區々の傳あれど、この地を指すものなし。然るに此處に墓あるは何ぞや。星野博士は顯家戰死を論じて是の塚に及ぼして曰

く、

大平記の流行は一般の歴史思想を支配し、生物知りは阿部野を以て之を打消して行家、顯家の稱呼相近きより茲に一想像説を捏造し遂に行家の墓を設けしめたるに非ざる歟、現今行家墓碑の所在地は果して顯家戰死の處なりや否を推定する能はずと雖も、兎も角も石津は郷の殉忠死義の地たるは明々白々にして毫も疑ふべからず。

牛 瀧 塚

上條村大字助松

封土高さ約八尺、周回約四十間、松樹森々たり。蓋し牛神塚一畝十八歩あるは此なるべし。牛神塚を稱するもの當地方に往々存在す。里老傳へて、田中遠江守の墓を爲す。全城古來村豪田中氏の所有となり、累世壙域たり。其の最古の石塔を遠江守の墓と稱す。

田中遠江守、初め清右衛門と稱す。其の先は新田氏の支族にして上野新田郡田中村に住す。元龜年中助松に移り此處を領す。天正四年五月、間鍋主馬兵衛と俱に織田信長の召に應じ佐久間信盛の手に屬して大阪本願寺を攻め、同年七月十五日毛利勢と戦ひて川口に陳歿す。其の子孫世々此處に住み名族たり。

田中矩方、助松の人、遠江守の後なり。天保十年生る。岸和田の相馬九方、水府の浪士島男也に學ぶ、頗る氣節あり。嘗て櫻田烈士高橋父子を家に匿し、又天誅組に加盟せり。明治三十八年十月十四日歿す。先塋の次に葬る。

四 十九 山

上條村大字千原

四十九山は千原部落中の一丘にして、此處に玉井源秀の墓あり。和泉志に云ふ、「墓表曰、壹岐守玉井源秀、傍書曰、天正十六年五月十四日卒」云、是の一區は猶ほ川上一家の壙域として其の有たり。明治初年には東西十二間、南北八間、周回四十間、高さ三間ありて、明治十五年末では樹木鬱乎たりしが、其の後漸次開墾せられて宅地となり、今僅に八歩、

五、墓 碑

斷碑或は仆れ或は埋れ、一見人をして悽然たらしむ。川上宗心の墓の如きも半ば壞れたる石片を存し、其の臺石は既に亡べり。源秀の墓は五輪の小塔にして石籠中に藏せらる。今のまゝに任さば久しからずして煙滅するに至らん。

殿 墓 美木多村大字上

大字上の墓地は丘上にあり。境域甚だ廣く、碑碣疊々たり。其中、和田家のもあれど古きものなし。墓地内に里俗殿墓と稱するものあり、最も古し。大小の五輪數基相並べる中に稍々大なるもの、臺石に「永正八年辛未八月四日□善禪定門」を鐫れるあり。其の側に佛像を雕りたる小碑四五あり。其中、一石に三軀ある者、俗に三つ兒墓と稱す。この殿墓は當村字中山に居りし氏族あり、年代氏名傳はず。今其の墟に深田あり、その邸宅の周濠なりきとぞ。今に中山部落の一藪、此の墓を祀りて怠らずといふ。

目 塚 北池田村大字坂本

和泉名所圖會に曰く

目 冢 阪本新田にあり、何人の冢なるか只目の官名を呼て姓氏を詳にせず、むかしは石棺の如きものありしが田畑に埋れて今見えぬなん、土人目冢と稱して眼病を祈るに驗あり、近世目冢と云ふ碑銘を萬町伏屋氏建る木生氏撰すこ、之を故老に諮ひて纔に同部落の東北端に得たり。今田圃となり冢の形は全く亡し、又眼病を祈るに云ふ習絶えたりと、其の一隅に數畝の疎林存す、田圃の間に石礫磊々たり、中に彼の石碑の埋れたるを發見せり。石既に壞れ其下部を失ふ、其の存するものも文字剝蝕し讀み難し、唯篆額「目冢之碑」碑銘の末文「安永丙申木生民撰伏素□書」を認むべし。碑の斷片近年まで同部落石橋の臺石たりきとの説を聞き、搜索したれども遂に得ざりき。

和田新發意墓 久世村人字和田

正平三年四條畷の役に、和田新發意(一に新發智)賢秀(一に源秀)が楠正行公に従ひて悲壯の最期を遂ぐるや、家人其の遺骨を收め歸りて此處に葬るは、里俗の傳ふる所なり。舊志に東西五間半、南北四間半、回十九間とあり。其の墳定かならねども、和田と上神谷村大字小代との中間、石津川西岸に灌莽藜々たる處是ならんか。

珂憶和尚碑 信太村大字上代

觀音堂の前に寶篋印塔の高さ一間半許なるがあり、珂憶和尚と刻し、寶永五戊子年霜月廿二日と志す。按ずるに、和尚は河内玉手山安福寺の開祖にして、德行知識を以て著はる。而して當地に此の碑ある所以明ならず。和尚の行狀に據れば、佛を畫き寺を建て、寺院に就きて故を修め關を補ふもの勝けて計ふべからずあれば、這種のこゝこゝありしならん。寶永五年十一月廿二日は圓寂の日なり。

中野龍助碑 南王子村

中野龍助は、今の村長中野三憲の祖なり、容貌魁偉人品甚高し、學を好み書を善くす。二十才にして庄屋役見習となり、傍ら醫藥を營み且つ子弟を教育す。領主一橋中納言(慶喜公なるべし)之を聞き、舊名泰助を改め龍助と命ぜらる。享年三十にして文久元年五月歿す、墓碑存す。

三好實休塔 國府村大字和氣

和氣の妙泉寺境内にある五輪塔、高さ七尺五寸、臺石に「永祿五年三月五日實休居士行年卅七」の十八字を刻す。實休

の塔は泉南郡八木村大字額にある者世に著はれたれども、是れ其の墓碑にあらずして戦址を表示するものなり。加季素免草子には、荒木村源大夫の宅址より發見し後ち之を久米田寺多聞院に遷したることを載す。而して多聞院に此の碑あることなく、寺傳も亦なし。然るに泉州記一本により、始めて妙泉寺内にある由縁を知り、(當摩岸の條参照)之を檢するに儼然存せり。されど其時代のものは思はれず。

和田家供養碑

國府村大字府中

宇市邊町に寶國寺と稱する智恩院末の僧舎あり。寛文十年五月僧寶譽の開基創建と稱せらる。寺内に和田和泉字建立の碑あることを和泉志に見ゆ。今之を見るに高さ四尺餘、幅一尺八寸の板碑にして磨滅甚し、中央に、「南無阿彌陀佛」と大書す。其左右の肩に日月の形を現はす、右脇には「應永十六年己丑四月十五日」左下方に「和泉守和田重次」の文字ありと聞けり分明ならず。近年まで墓地の片隅に轉がりありしを、其の裔と稱する同村和田醫師接ぎ合せて植えたり、其の際碑陰に左の文字を刻す、

楠木正成弟和田二郎正季 墓碑
嫡子和田和泉守重次

日相の碑

郷莊村大字寺門

寺田の日相さんの名を以て著はる。寺田この北松尾村の大字なり、寺田の部落に近きを以て斯く稱すれども、其所在地は寺門に屬す。此處兩村境界なる赤田山の頂に一基の碑あり、高さ二間許、「南無妙法蓮華經」の七字を刻し、左側に「天和癸亥」と刻す、右側及び背の文字は削り去りたる痕ありて明に認め難し。縦に五つに削りたるものを接ぎ合せたるなり。是は不受不施派の僧日相聖人の建てし所なり。初め豊臣秀吉の千僧供養の法會を修むるや、蓮僧日與不受不施の宗規を守りて應ぜず。徳川氏の初世に不受不施の二派相軋る。寛文六年幕府永く不受不施派を禁す。此の派の僧日相は備前御津郡野

田村の産にして岡山蓮昌寺の住持たり。是に至り去つて京都の北野に屏居し、陰に布教を爲す。天和年中、此の派又講門費門の二に分る、日相は講門の領袖たり。天和三年自ら地をトし寺門なる赤田山(同派にては阿伽陀の字を用ふ)に一字一石の石經全部を納め石碑を建つ。元祿十一年五月十一日寂す。遺命により、茶毘式を行ひ同山上に埋骨す。日相在世の頃、郷莊、井口、和氣、寺田等に多數の信徒ありたり。然るに天保九年、即ち日相滅後百四十二年を経て法難あり。大阪天満與力の檢擧する所となり、夫の一字一石經石を大津の海濱に投棄し、彼の碑を削りて之を山下の橋材とす。斯くて此の地の信徒全滅す。明治の初年、官、此の派の復興を認許す。明治二十七年備前の信徒來り、其碑を收集修理して之を原地に建つ。近年其の命日に備前より來り拜する者漸く多く、碑側に小菴を結び堂守を置くに到る。

因に之を邑人に聞く、曰く、當時迎接寺と云ふ法華寺ありき、其の遺址今に彼の碑の西數町の處に認むべし。日相この寺に客して其の教を宣布せしなり。其の寺、後に寺門部落の中に移り後に廢絶す。

六、國府廳址・陣屋址・古城址・古戰場等

國府廳址

國府村大字府中

續日本紀元正天皇靈龜二年の條に

三月癸卯、割河内國和泉日根兩郡令供參勢宮

夏四月甲子割大鳥和泉日根三郡始置和泉監

と見え、始めて和泉國が一國となり和泉監が置かるゝに至りしは元正天皇靈龜二年の事なりとす、その國名の據つて來る所、王勝間には、

和泉の和の字は和泉郡ありて上泉下泉てふ郷もあればそこより出たる國名なる事は論なし、かくて其郷の府中村に今も和泉の井といへるめでたき清水ありて、泉井上神社、和泉神社なごもありて式にも見ゆ、然るに並河氏かける和泉志を見ればこの和泉の井を擧げて其水清且甘と記せるを以て思へば、此清水上つ代よりいゝ清くて甘かりし故ににぎいづみと號し和泉と書たりしを其里人なごはたゞ泉とのみひならへるかひろごりて名高き水あれば、京人なご泉とのみひありしまゝにて郡の名にも國の名にもなれるを、すべて國郡なごの名二字に書く事なる故に文字には必ず本の名の如く和泉と書なるべし、云々

さて、和泉郡和泉國の郡名、國名等こゝに湧き出ずる清泉よりこれるものこなす、他の舊誌又かくの如し。

聖武天皇の天平十二年八月、和泉監併河内國と見え、一時河内國に合併せられたれと孝謙天皇の天平寶字元年五月三卯の勅により又舊に依り又一國となりたり、その勅に曰く、

頃者者上下諸使惣付驛家、於不穩、亦苦驛子、自今以後宜爲令、其能登、安房、和泉寺國、依舊分立。

國府の所在は大字府中の東南端御館森と稱する所是れなるべし、泉州志に「今松林方四五十間」とあるものは是なり、反別三反餘、珍勢離宮、和泉神社のありしも此處なるべく思はる。

拾遺泉州志に當國の守監を擧げたり、即ち左の如し。

靈龜二年四月より

和泉監守正七位上 堅部使主石前

寬龜七年七月より

和泉使從五位下 多治比真人乙安

承知十一年より

河内和泉長官參議從四位下 安部朝臣安仁
全 次官 河内守從五位下 清原真人遠賀
全 和泉守從五位下 菅原朝臣門繼

承和十三年十二月より

河内和泉田使次官正五位上 參 成 王
全 從五位上 藤原朝禰善男

河内和泉班田檢使

正三位行中納言兼民部卿 藤原朝臣冬緒

和泉國司

從五位上 全頭 紀 貫 之

六、國府廳址・陣屋址・古城址・古戰場

從四位下

源	順
菅	原定義
大	江舉周
橘	道貞

右の國司何れも名士なり。貫之は蟻通明神の事により、定義は其の妹の文により、道貞は其の妻和泉式部により、永

く國人の記憶に存せり、順三舉周も、亦青史にあはれを留めけり、

天延四年正月源順請依和泉國功補淡路守不許、天元三年正月、請依和泉所濟功勞次第任伊賀伊勢守、不許、

ほごもなきいづみばかりにしづむ身は

いかなるつみのふかきなるらん

大江の舉周が官望みける時に母の赤染鷹司殿にかくなんよみて奉りける

おもへ君かしらに雪をうちはらひ

さえぬ先にこいそぐ心を

御堂殿此歌を御覽して極てあはれませ給ひて此和泉の守にはなさせ給へるなり。

此地の國府廳の何時まで存續せしかは明ならず、建武年中楠正成當國の守護となりしとき、其族和田正武をして岸和田に居らしめ、永徳二年足利義薄山名氏清の赤坂城を拔まし功を賞して當國を之れに與へ、氏清は堺に城を築きて居れり。かくの如く、建武以來この國の守護たるもの多く他所に居れり。之より考ふれば既にそれ以前早くより國府廳衰頽し居りしにあらざるか。

伯太陣屋址

伯太村大字伯太

元祿年間、渡邊基綱、武藏より封を本國大庭寺に移す。享保十二年に至り伯太の地に移り、一萬三千五百石を食み子孫相承け明治廢藩の時に及ぶ。其の陣屋は小栗街道の東に連互せる丘陵の上にある。家臣の居宅其間にあり、之を遶らすに長壁を以てす。陣屋址は全く荒蕪に歸し、唯士族の舊宅五六間頽破せる城壁を留むるのみ。

陶器陣屋址

西陶器村大字辻之。同大字田園

寛永二年、小出大隅守三尹、封を是の地に受け陶器庄五千石(一に一萬石)を食む。(三尹受封の年月諸書異同あり)、子有宗、文學を嗜み林羅山と交る、有重、重興、重宗を経て嗣無く國除かる。寛永二年小出山城守伊春、に封せられ、子孫相繼ぎて明治廢藩の際に及びき。

附。小出三尹は秀政の第三子なり、秀政は豊臣家と縁故殊に深し岸和田城主たり。大阪夏の役に城中火起るや、諸侯遅く賀す、徳川家康、三尹を顧みて如何と問ふ。三尹容を歛め某が心は悶々に勝へずと答へしかば、家康徐に卿は豊臣に於ける縁故他の比にあらず宣なり是の言あることよ。他日家康數々之を左右に稱道し厚く遇せらる。今は遺址全く認めむべからず。

久世氏陣屋址

久世村大字伏尾

下總關宿城主久世大和守重之、寶永三年を以て平井、伏尾、小坂、和田、東山、新田、檜葉、新田、向山、新田の諸村を領知し、伏尾に陣屋を設け吏士を派遣せしめて租入を督せしめ、以て明治の世に至る。其の址今は田畑となりぬ。近世新に村名を建つるに當り、久世と命ぜしは久世侯の領地なりしを以てなり。

千原城址

上條村大字千原

千原城は、玉井源秀の據りて威を振ひし所なり。今の千原部落の半部は其の城址なり。縦約八十間、横約六十間。五六十年前迄は庄屋川上氏の宅地一郭をなし、周池も半存せりき云ふ。今は民密集し、殆ど舊態を存せず。安政四年の見取圖に徴すれば舊態頗る明なり。

玉井壹岐守源秀入道藤原行家は、織豊時代の豪族にして和泉三十六士中の巨壁なり。身を浪士より起しこの地に築きて居り、高屋城に屬す。天文の際、細川兩家内訌あり。源秀、氏綱を輔翼し大に力あり、嘗て堺浦を侵畧せしこもありき。永祿四年高屋城陥るに及び源秀本城に歸り、上泉一郷二百七十町を領す。其の妻は隣邑綾井の領主沼任世の女なり。一男新七郎、一女お龜御寮あり。源秀天正十六年五月十四日（一に六月十六日に作る）を以て卒す。其の業一世にして絶えしもの如し。

大津城址

大津町大字下條大津

眞鍋主馬、齋藤主膳、藤林民部は大津地方に割據せし豪族なり。眞鍋の居城は、今南溟寺のある所がそれにして、天正中城廢し寺となりしこも南溟寺記に見ゆ。和泉志によれば、三氏相繼いで此處に居りきこなし、別に磯上氏の下條大津堡こいふを擧ぐ。磯上氏は磯上無仁入道ならん。當國三十六士の一人、泉南磯上村（こ、より半里許）を食みたる者なり。大津と下條大津との二堡は果して一か二か、舊幕時代の記録に、今の下條大津を下條大津及び大津の二村に分ちたるこも珍しからず。姑く録して疑を存す。

眞鍋主馬

眞鍋一に間鍋に作り、其の名、主馬兵衛、主馬大夫、主馬大輔等古記一定せず、入道して道眞と稱す、三十六士中の

錚々たる者なり。もこ本州淡輪の人なり、淡輪の人淡輪大和守徹齋入道と和せず、敗れて大津に移り城を築きて居る。織田信長の召に應じて大阪川口の役に死す。其の子五郎右衛門、福島正則に仕て、又その子紀州徳川家に仕ふ。安西軍策に川口の戰説を記す。其の要略左の如し。

天正三年、大阪石山の本願寺顯如上人信長郷不和の儀出來して城郭を構へ立て籠る、毛利輝元も偏に頼まれける間兵糧船六百餘艘警固舟三百餘艘續して差止る、七月上旬に播州室津に着岸す、信長郷よりも大船三艘木津川口に横へ其の外兵船三百餘艘相隨うて通路を差塞く、毛利勢兵糧船を跡に漕がせ警固舟を押立て大阪さして漕入る、敵にも大和住人間鍋主馬兵衛尉、沼野伊賀守、同越後守、河内住人杉原兵部丞、宮崎鎌大夫、寺田又右衛門等散々に防戦す、されど中國の船には野島も村上も舟軍に習ひたれば忽ち勝色になり次第次第にせり込み、近寄る敵船に鐵砲を透間もなく射かけ其のひるむを見て飛びうつり乗り取るもの數を知らず、間鍋主馬兵衛、沼野伊賀守、同越後守、杉原兵部丞、同鹿目助、野口小畑已下一人も残らず討死す、泛々の輩は水中に飛入りて死ぬ者もあり或は追る、者も多かりけり、寺田又右衛門は遊ぎ上りて助かりけり。

右の記事中、大和の住人間鍋、河内の住人寺田なごあるは誤なり。

齋藤主膳 當國三十六士の一人なり、大津に居り其の子小出播磨守に仕ふ、子孫なし。

藤林民部

一書に大津城主藤林民部大輔いふを記し、楠公に隨ひ武名あり、楠木の力瘤なり藤林といへる句あるほごの者なりと稱し、又之を當國三十六士の中の一人とせざるは時代遙に相隔り大に疑ふべし、若しくは世々民部と稱せしか、猶ほ善く考ふべし。

宇多大津城山

大津町大字多字大津

宇多大津部落を南に出で大津川に至るまでの左側に、小高き方數十間の地あり、小松原たり。里俗城山と呼ぶ。泉州記一本口「宇多庄大津此村の東に古城跡あり、齋藤主膳居城の由」に或は是か。

國府城址

國府村大字府中

大平記評判に、延文五年細川兵部大輔、和泉國府の城に在り、官軍起るに聞きて敗北す。和田の軍之を追ふこと記す。其の城址詳ならず。

舊誌に稱す。

和泉國待、府中銘々屋敷を構、亂世の時は妻子を入置、依之府中惣構角天倉有大道節、南北の端に門を立て御幣立、軍勢甲乙の人一人も不入、外に武者道有、今に穢多は不入、太平記尺無理極抄に、府中を城に有、城池可爲か。此に據るべきは、府中の聚落が即ち城堡たりしものなり、今全く跡形なし。

踞尾堡址

踞尾村

和泉志に、踞尾堡横島所據あり、今は其處詳ならず。

横島氏は何人なるか知らずは横島立藩允重利ならむ。其故は、立藩は慶長の初より泉北郡を領有せしは事實なり。其領域詳ならずとも、左の諸村は確に其の有たりしことは、文書の徴すべきあり。

市村(今の袖石村の中)

船尾村下村(今の濱寺町の中)

今在家村新村(今の高石町の中)

北王子村(今の鳳村の中)

上村草部村(今の鶴田村の中)

富木村(今の取石村の中)

踞尾村は、前記諸村に接續するものなれば、亦其の領地にして立藩此に治せしならむ。

横島重利は豊臣氏の臣なり、大阪の役に西軍に應じ、慶長十九年十月、兵三百を率ひ堺近傍を鹵掠す、藤堂高虎來り向ふに及び兵を收めて城に入り千五百騎を以て追手口の北を守る、夏の役に堺を警固し、元和元年四月二十八日大野治房等淺野氏を泉南に邀撃するに當り石津に留りて岸和田城に備ふ、西軍敗るるに及び大阪に還り、五月六日後藤眞田等と共に大和口の東軍を道明寺に禦ぎ利を失ふに至り天皇寺に退く、翌七日石華表の南に屯して血戦す、西軍敗るるに及び諸將或は死し或は逃る、重利の最期末だ之を詳にせず。

城山

美木多村大字上

大字上の西方に在る山にして、是は享保中和田勘兵衛が放光寺に寄附せしものなり。現時は城壘の形を存せざれども、山足に當り鐵を加へんか築城材料らしき切石壘々として現はる。傳説に據れば、和田新發意源秀の築きて據りし所なり。其の裔を稱する者二、一は大字檜尾に、一は大字上に在り。近傍に又城と小字せる地あり。そこに大門、馬場先、谷城、越城門先などの名稱あり、是れ或は和田氏本城のありし所ならんか。

觀音寺城址

郷莊村大字觀音寺

觀音寺城は南朝方の據りし所なり。日根野文書に據れば、延元三年五月北畠顯家の石津に戦歿するや、敗軍南に走りて

六、國府廳址・陣屋址・古城址・古戰場等

観音寺、箕形の二城に據る。泉南に據れる武家方の日根野道忠攻めて之を抜きたり。観音寺は今大字の名として存す。(村に観音寺以有るを以て斯く稱す) 其の城址を言ひ傳ふるもの、村の上方にあり、されど形態全く失ふ。和泉志に「城主不一終干井上氏」云、大阪府誌に「天平二年藤原氏築きし所なりと言ひ傳ふ」云信じ難し。

坂本堡址

郷莊村大字大木(カ)

蓋し坂本近江守の據りし處、其の遺跡知るべからず。阪本氏系譜に據れば、近江守須喜、應仁の亂の時に坂本大木の城に據り、數世相傳へて守重に至る。口碑に又云ふ、坂本氏の居城を土居城と稱し、隨うて坂本氏を土居近江守とも稱せり。現に大字大木の中に土居といふ地あり、城壘の形跡なしといへども城壘は或は此處に在りしならん。阪本氏は邑の豪族たり、今は殆ど絶ゆ、同氏の系譜の其の家に傳はるものに據れば左の如し。

須喜 從五位下近江守

足利義政に仕へ坂本村、池田、郷莊、陶器、上代、信太、大鳥等干貫の地を領し、坂本大木の邑に居る。應仁の亂に朝廷五七桐の御紋腰白の幕を賜ふ。

貞助 從五位下石見守

文明十三年生る、父順喜歿して其の祿を襲ぐ。

長徳 從五位下近江守

永正十二年生る、父貞助歿して其の祿を襲ぎ足利義輝義昭に仕ふ、足利氏亡びて織田信長に仕ふ。石山の役佐久間信盛に屬し天王寺に陣し病歿す。

元永 從五位下石見守

石山の役に大阪川口に戦死す。(元永の系統明ならず)

守重

天正八年八月佐久間信盛の逐はるるや、守重浪人となり後ち脇阪安治に仕へ五百八十石を食み、勤番頭となる伊豫大洲に歿す。(守重の系統明ならず)

眞幸

弘治二年生る、實は喜多村右衛門同住の子にして長徳の養子となる、後坂本家の亡ぶるや泉州國府に住す、慶長十九年豊臣秀頼の兵を擧ぐるや眞幸之に應じ千石を食み眞野豊後守に屬す、城陷るや泉州に蟄居し、元和二年六月廿一日府中に歿す、妙源寺に葬る、法名蓮光院須怡居士行年六十一、(國府村妙源寺條参照) 右坂本氏の事、和泉三十六士傳に記す所と異同あり。

浦田城址

南池田村大字浦田

大字浦田部落の東方にあり、來歴不明なり。田間高臺を成す者方一町餘、之を圍める低地は二重堀の址なりとの説、あながち無稽の言にもあらず。里人云ふ、この邊を流るる槇尾川に架する橋を城の前橋と稱す。西に馬還あり、松尾寺の東十餘町に火振峠あり、皆當城に關するものならん。

切坂城址

南池田村大字國分、横山村大字下宮の境上

南池田村大字國分と横山村大字下宮との境上に在り、城壘の址稍々認むべし。和泉志には、平野氏據る所といひ、堺奉行手鑑には寺田又右衛門の居城とす。泉州記一本に曰く、

此村(國分を指す)と下宮の領境に切坂橋跡有、(異説有之とも)根來御追討の時、槇尾も一味故、寺田又右衛門責

六、國府廳址・陣屋址・古城址・古戰場

られし時の附城少々の所也、槇尾滅後番の様に置たる子孫在住す、今庄屋にて有、
又細見記に「國分村古城跡有、平野治部少輔在城山地にて、少し無年貢地あり」云あるも、是れなるべし。(宮里城址及
び横山古戦場の條参照)

宮里城址

南池田村横山

所在詳ならず。大字國分字宮里の地は切坂に接近す。又所謂宮里の地は切坂に接近す、所謂宮里城は即ち切坂城ならん
か(切坂城址の條参照)

宮里城合戦の事は横山村古戦場の條参照すべし。

箕形城址

北松尾村大字箕形

箕形城一に箕形城に作る。大字箕形東北の山上に僅に此處かと思はるる形跡を認む。是の城、延元三年、石津の敗兵當
城及觀音寺城に據れるを日根野道悟攻め落ししこ日根野文書に見ゆ。

春木城址

南松尾村大字春木

大字春木ミ大字松尾寺ミの境界にある山を里人城山ミ稱す。和泉國地誌に云ふ、高二十間、周圍四十町ミ。舊記によれ
ば、元龜中、寺田又右衛門及び其の弟松浦安大夫之に居るミ。或は云ふ、是松尾寺攻撃の時に據りしなりミ。又橘諸兄の
子諸繁の居地ミ云ひ、橘黨の居城ミ云ふ説も傳はれり。延寶の檢地には、本丸跡二十五坪を除地ミせるを見れば、其の頃
猶ほ城址の跡存せしならん。今は山の一半は森林、一半は橘園にして面積約三町歩なり。

井堰城址

山瀬村大字内畑

大字内畑部落の南方山上にあり、城壘の形跡殆んぞ存せず。其の大部分開かれて蜜柑畑ミなる。相傳へて畑氏の據る所
ミなす。(畑一に波多の字を用ふ、又畑源助ミなすもあり、源助は三十六士并に仕官傳に畠村に住し松平土佐守に仕ふミ
あるもの是なり、)

大澤城址

山瀬村大字大澤

和泉志に大澤堡の名を擧ぐ、堺奉行手鑑にも、山城跡但泉郡大澤村領城主不知」云あるもの皆是れなるべし。而して
其の所在詳ならず。舊記に「城主を大澤權之介ミ云ふ、家來屋敷を殿町ミ云ふ」云あり。殿町は今に字の名ミして存する
を見れば、城は其の上の山なるべきか。

小野田城址

横山村大字小野田

古記に云ふ、この村の北山に古城跡あり、横山修理在城す、槇尾より攻め殺して押領す。其の所在は大字小野田の東
北にして、平安寺の東方に形跡を存す。

東村堡址

中百舌鳥村大字東

東村の西方にある、小邱高さ五間、東西三十一間、南北二十二間、周圍百二十三間、面積六百八十坪、(堺縣の調査に
據る)頂上は平坦にして雜木叢生す。細川高國の屯して深井城に對せしは、此處ならんか。舊誌に云ふ、堀なき二重に有
て昔の形残す也云あり。今は堡壘の形大に失ひたり。應永の役の嶋山ミいふも或は此ならんか。(中百舌鳥村いば城山の

六、國府廳址・陣屋址・古城址・古戰場等

條深井村深井城址の條参照)

應永記に據れば、堺城に立籠むる大内義弘、京勢の日に迫るを以て、杉九郎二百餘騎森口城にて今川ト總入道、結城越後入道ミ日々合戦して相支へけるを喚取り、嶋山に杉備中守が在けるをもはづさせて、堺浦に一處に成て偏に討死せんミのみこそ出立けるミあり。

いば城山

四百舌島村大字西

舊誌に稱す、いばの城、東西四十三間、南北四十間、周回二百八十間餘、反別一町六畝二十四歩、西村の北方にありミ、松樹生ひ茂り城址の姿なし。此の城に關する傳説存せず、按ずるに、應永の役に大内方の據れる嶋山の城、細川兩家の争に高國の屯する百舌島の城なきは是か、將た東村にあるものか、今知るべからず。(中百舌島村東村堡址の條参照)。

深井城址

深井村

永正八年七月、細川澄元及び其の臣三好之長等、細川高國ミ相争ふ。澄元方の諸勢は和泉の深井に陣を取る。同七月十三日、高國勢深井に押寄せ合戦あり、其の勢一萬餘騎、城中なる阿波方は無勢にて籠の中の鳥の如く洩れて出づべきやらもなければ思ひ切つて面を振らず切りかかる。高國方切りまくられて大將皆々討死す。雜兵以下三百餘人討たる。残る勢やうく和泉の堺へ逃げ入る、されば其の日澄元方欠郡中島まで切り上る。この城址知るべからず。

和田城址

久世村大字和田

其の遺址、古來和田に在りミ稱すれども其の處定かならず。南朝の時、當郡が南河内ミ共に吉野の外藩ミなりて南朝を

保障せしは史に炳かにして、和田氏の名は楠氏ミ芳を齊しくす。相傳ふ、城は和田高遠の築く所ミ、或は云ふ、其の子正遠の築く所ミ。

延寶の檢地に、和田氏の屋敷地七十坪餘地ミあり、是れ所謂和田城か。其の頃には遺址の存せしを見るべし、今は其の處全く明ならず。

陶器城址

東陶器村(カ)

正平六年七月二十五日より三十日まで、南朝方和田助氏陶器城に攻め寄り戦を挑むミ雖も勝決負せざりし由は、助氏の申狀に出でたり。所謂陶器城、地名辭書には東陶器村大字福田なきの地ならんミあれミ遺址認め難し。

鼎城址

上神谷村大字豊田大字榊

大字豊田の素封家小谷氏は、平頼盛の末裔ミ稱す。今に至るまで家系連綿たること七百餘年、其の先世の居城三あり、一は大字榊にあり東殿ミ稱す、二は大字豊田に在り西殿ミ稱し、三は小谷殿ミ稱す。

家傳に據れば、池大納言平頼盛は清盛の弟なり、其の母池禪尼嘗て源頼朝に徳せり、頼朝平氏を滅せる時、獨り頼盛を庇護し官位莊園故のま、ミして優遇し、仍ほ六波羅池殿に居らしむ、頼盛卒し次男河内守正三位中宮丞保盛繼ぐ、保盛隱退し舍弟池五郎頼晴嗣ぐ、建久七年春始めて上神谷豊田東山に城つき此處に居り上神左近將監政員ミ稱す、(上神の字、古來仁和、上和、丹羽等の字をも用ふ)、南北朝の時、上和九郎左衛門ミいふもの官方たり、小谷城は寛喜三年冬第四世上神庄司大夫政有の城く所今の邸地是なり、建武四年仁和左京常儀の時西山に城つく即ち西殿なり、世に城山ミ稱す、右の三城鼎足の如し、故に鼎城の稱あり、小谷甚五亟政種三城の主ミなるに及び、天正二年八月十日阿波の三好氏ミ戦ミ利あらず當地長峰に戦死す、是れより子孫郷土ミなり以て今に至るミ云ふ。

石津古戦場

石津村

延元三年北畠顯家戦歿の處は、大平記、吉野拾遺に攝津阿倍野とし、今其の邊に別格官幣社阿倍野神社あり。されき正しくは此の地なること疑なし。星野博士の考證尤も精確なす。文長ければ茲に畧し唯其の要を擧ぐ。

陸奥なる顯家卿は、南帝度々の御旨により、延元二年九月を以つて陸奥の將士を徵發し義良親王を奉じて靈山を發す、宗良親王も途にて會したまふ、沿道の敵を討平して翌年美濃の青野原伊勢の雲地川等に轉戦し、二月二十一日南都に入り高師直師冬と戦ひて敗れ、兩親王は吉野に赴きたまひ、顯家は河内に走る、三月八日顯家北軍を天王寺に攻めて克ち寺を取りて之を守る、京師震恐す、師直來り犯す、十四日河内の交野、十五日渡邊橋、十六日天王寺及び阿倍野に戦闘あり、官軍天王寺を守る者利を失ひ寺を棄てて逃走す、五月六日官軍堺浦を攻めて克たず、八日師直進みて天王寺に次す、十六日師直進みて堺浦に軍す、二十二日顯家諸軍を督し堺浦を攻めて大に敗れ石津に戦歿し、名和義高、名和義重、南部師行、新田綿打等皆死す、官軍堺浦に敗るる者南に走りて觀音寺、蓑形の二城に據る。

大鳥古戦場

鳳村

延元三年五月二十二日、北畠顯家の石津に戦死するや歿兵南に走る。賊軍追撃して之を大鳥庄に破る。田口文書に曰く、二十二日合戦の間、於濱手致軍忠、即追懸凶徒等於和泉國大鳥庄云云。

城神崎

南松尾村大字若樫

大字若樫の小字に城神崎といふ地あり、土地高爽形勝に富む。附近に血藪、おほえ坂、かくれ藪、ぼだいご谷あり、一小祠、子堂と稱するものあり。口碑に云ふ、

南北朝の亂に一將、戦敗れ傷を負ひ血に塗るる處を血藪と云ふ、喪心して又覺むる處をおほえ坂と云ふ、敵の襲撃に遭ひて隠れし處をかくれ藪と云ふ、又ぼだいご谷は後醍醐谷の轉訛ならん、子堂は戦死者の靈を祀るものならん。其の下に竹林あり、排して入れれば五輪塔碑碣の闕け損じたるものなき狼籍たり。其中、方三四尺の瓦屋を以て蓋ひたるもの、古來里人の崇敬を受く、而して其所以を知らず。今や瓦破れ、柱傾きたり。小碑面に、「應永九菩提□□顯主敬白」の字あり。五百餘年の星霜を経て字の猶ほ辨じ得らるるは、幸に雨露を免れたればなり。

横山村古戦場

横山村

横山は蓋し七越嶺の別名なるべし。中世横山庄あり、近時東横山、西横山、南横山の三村を置く。更に東西兩村を合併し横山村と稱す。

南北朝の時此邊に數々戦闘ありき。されき古文書の存するもの鮮し、左に南山巡狩録を抄記す。是れも亦據る所は僅に岸和田氏申状のみ。

延元二年正月二十六日、去る八日楠木が手にしたがひ岸和田治氏所々の敵營を焼拂ひ、今日また横山に打むかひ兎徒等の館を焼拂ふ、同四月十六日岸和田侍從房快智、同大輔房定智、同彌五郎治氏等と和泉國卷尾寺に要害をかまへ所々の官軍を躒し合せ互に聲援をなす、同二十六日快智等と和泉國横山に打ちむかひ敵の居所を焼拂ふ、五月十四日天王寺并に國中の逆徒岸和田一族の籠れる卷尾の城に寄せ來るに云へ共即時に之を焼拂ふ、六月六日宮里城に於て岸和田一族又武家方と相戦ふ、同十三日宮里にて復合戦あり、同十四日同上、同二十六日岸和田一族宮里に打向ひ二十八日に至り唐國に馳せ向ひ敵の居所を焼き拂ふにより兎徒も出合せ合戦を遂ぐ、七月五日敵の宮里城に寄せ來るを撃退す、八月四日岸和田が一族并卷尾寺の衆徒等宮里城にて武家方と合戦し國分寺前に於てこゝに戦を勵ます、九月二十七日岸和田治氏、大塚掃部介惟心、上郷彌次郎俊康等、宮里城に押寄せて合戦を遂ぐ、十月十三日治氏の據れる卷尾に兎徒大軍寄せ來る、

治氏、大塚新右衛門尉正連ももに横山に向ひ坪井口にて大戦し兇徒を追退く、同十五日同所に於て再び凶徒を拂ふ、同十九日逆徒天野寺に發向するを以て岸和田一族國分寺に馳向ひ宮里、黒石等の敵陣を燒拂ふ、敵、城廓を出で、戦ふ、之を追ひて城に入らしむ、十月十三日より十九日迄の間、岸和田氏大塚新和衛門尉正連、八木彌太郎入道法達等共に敵と戦ふ。

七、一里塚其他交通に關する史蹟

伯太一里塚

伯太村大字伯太

大字伯太部落の南方二丁の處にあり。小栗街道を夾みて相對せる小丘、其の上に老松ありしが今は耕田となり其影を留めず。けだし泉北郡鳳村大字長承寺の一里塚并に泉南郡八木村大字小松里の一里塚を距るこも、各約一里なり。

助松一里塚

上條村大字助松

紀州街道高石町との境上にあり。舊は街道を夾みて兩側にありしを、明治十年頃其の一方を取除け、今其の一方を存す。一古塚ありて昔時のを址留む。

長承寺一里塚址

鳳村大字長承寺

小栗街道の兩側に在り。西側のものは早く毀され、東側のものは東西六間、南北三間、面積十五坪との記録あり。現時小栗街道と槇尾街道との分岐點にして、東側のものは即ち今泉北郡役所の敷地是なり。

下の藝津

鶴田村大字草部

神武天皇御東征の事を記して、

古事記。故從其國上行之時、經浪速之渡、而泊青雲之白肩津、此時登美能那賀須泥毘古、與軍待向以戰爾取所、

七、一里塚其他交通に關する史蹟

入_ニ御船_一之橋_上而丁立、故號_ニ其地_一謂_レ橋_津、於_レ今者、云_ニ日下之蓼津_一。
 日本書記。戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師遂東、舳艫相接、方到_ニ難波之碕_一、會有_ニ奔潮_一太急、因以名爲_ニ浪速國_一、亦曰_ニ浪華_一、今謂_ニ難波_一訛也、三月丁卯朔丙子、迴_レ流而上、徑至_ニ河内國草香呂青雲白肩之津_一。
 この日下即ち草香は河内國生駒山西の日下なるべし。本居翁は獨之を大鳥郡日部(今の鶴田村大字草部)に擬したり、其の説を略記せんに。

日下は久佐訶_ニ訓_一て地名也、是れは河内國河内郡なる日下にはあらざるべし、其故は難波の海をば過てなほ海路を幸行_レて泊賜へる津なれば必ず難波より南方にて海邊なるべければなり。故思ふに知名抄和泉國大鳥郡に日下郷あり、式に同郡日部神社もあり、此郷今草部村_ニ云_一ひ是實は日下部にて此の日下は是なるべし、玉垣宮段に日下之高津池_ニあるも此の日下なるべし、彼の池を書紀には高石池_ニある、高石も同大鳥郡の海邊なるぞかし。

近時又此の説を敷衍する者あり、其の證據_ニして_一擧げたるは

- (一) 日下津の舊址は草部部落の東北部、日部神社の東數町の所田圃の中に字津崎_ニ云_一ふ處是なり。
 - (二) 傍に御幸田、御舟田等の字あり。
 - (三) 今尙ほ地勢灣形を存し、血沼海を望むべし。今の石津川筋の低地この邊まで海の入り込みしなるべし。
 - (四) 草部に接したる字上の部落の西方に五瀬命の御名を存せる地あり。
 - (五) 又草部の東南、今萬崎_ニ稱_一する處は古灣中に突出して松樹多きを以て松崎_ニい_一ひしが訛れるなり。
 - (六) 草部の中央なる鳥の宮古には神武天皇道臣命を祀る社あり。彦坐命を祭る_ニこ_一、なりしは後世の事なり。
 - (七) 道臣命の墓今は所在を失へ_レぎも、細見記に草部村中に在り_ニ明_一に見えたり。
- 今按ずるに草部より茅渚海への最近距離直徑三十町、石津河域を經れば徑四十町許あり。御東征の當時果して是の邊まで

海なりしが疑なき能はず。

布 引 道

上條村

舊誌に稱す、助松の濱より信太大明神上りたまひし時、信太郷まで布引きし故に布引の道_ニい_一ふ_ニ。是の傳説頗る古きもの、如し。現に助松より千原富秋を經て、信太村に達するもの是なり。

女 鹿 坂

北池田村大字室堂

照田光田の東方數町の處にあり。即ち縣道父鬼街道の一部にある小坂なり。照田光田の_ニこ_一につきては、延寶檢地に、室堂の照田光田除地三百九十五坪_ニあり、泉州記にて照田光田を四十歩程_ニせり。照田光田_ニは_一何ぞ。泉州記一本この傳説を説く_ニこ_一最も詳なり。曰く、

室堂村此村に照田光田二個所にて二反程有、昔藤原不比等楨尾山へ勅使の時此所を通給、五月男女田植る、其田に光有、不思議に奇意の思をなし給、男女を上_ニの田_一え移せば上の田に光有、扱は男女の中に有哉_ニ、一人宛石の上_ニ上げて見給_一ふに一人の女に光有、是を乞請て還京せられしなり。其時母の鹿名殘を惜か又悦か來て見送る、此所今女鹿坂_ニ云_一。右の石を光明石_ニし、此女は智海上人鹿の産む女子を養十三才に成時、室堂村の百姓に賜し、田植折節、如斯、則光明皇后、此勅使は不比等か又房前か_ニ云_一々

今實地を檢するに尋常水田の間に照田光田_ニい_一ふ名稱の儼存する_ニ區_一の田あり、照田の一隅に所謂光明石あり、徑三四尺黒質にして平扁なるものあり、郷人今は右の傳説を忘れたるが如し。

七 越 峠

南横山村大字父鬼

大字父鬼より紀州に越ゆる山路なり。紀河、泉三洲の界にして、當國第一の峻坂と稱せらる。父鬼より里餘にして頂上に達す。山逕曲折し、七曲りの稱あり。山は横山といふ、故に山北の溪村を古横山莊と稱し、今、横山、南横山の二村を置く。狭衣物語に和泉なる横山嶽とあるもこの山なるべしと云ふ。

熊野へまゐりけるに七越の峯の月を見て詠める

西行法師

立登る月のあたりに雲消えて

光かさぬる七越の峰

檜 原 路

横山村南横山村

七越峠より連峯の脊を辿りて直ちに横尾山に至る逕路、之を檜原路と云ふ。蓋し平安の世に西國巡拜と云ふこと始まり、三十三所の靈場定まり、此の山路は第三番補陀落山成願院粉河寺より第四番横尾山仙樂院施福寺への順路として發達せしものならん。觀音巡拜が花山法皇に初まるこの説は、俄は信じ難けれども新拾遺集花山法皇御製の序に「修行せさせ給ひける時、粉河の觀音にて御札にか、せ給ひける御歌」とあるを見れば、粉河寺に行脚あらせ給ひしなり。こゝまで行脚あらせ給ひしからには、横尾山まで御歩を進め給ひしこと想像せらる。

深山詠や檜原松原わけ行けば

横の尾寺に駒ぞいさむる

の詠歌、花山法皇の御製とは信じ難けれども、老檜の森々たるを出て茂松の鬱々たるに入り以て横尾の寺に至る、山路を巧に詠みたるを覺ゆ。

千 貫 橋

濱寺町大字今在家

一名伽羅橋と云ひ、紀州街道蘆田川に架せる一小橋のみ。今は御影石を用ふ。慶應元年架する所なり。俗傳に云ふ、「この橋昔日沈香の板を用ふ、人あり之を千貫に驚ぎぬ、故に千貫橋と云ふ」と、又曰く、「是は昔時の大雄寺の門前なり。橋の傍に御花畑の址あり、これも大雄寺の花園ありし所にして、今その字のみ在す」と。

兔 寸 河

取石村大字富木

古事記高津宮段（仁德天皇）に云ふ

此之御世、兔寸河之西有_二一高樹_一其樹之影、當_二且日者_一、逮_二淡道島_一、當_二夕日者_一、越_二高安山_一、故_二切_一是樹_一以作_二船_一、甚捷行之船也、時號_二其船_一、謂_二枯野_一、故_二以_一是船、且夕酌_二淡道島之寒泉_一、獻_二大御水_一。

この兔寸といふは今何處なるかを詳にせず、其の訓だに定むるを得ず。古來或は日根郡の菟才田村に當つるあり、或は和泉郡坂本郷、昔し大木村と呼べるこゝあれば其處ならんといひ、或は泉南郡八木郷の荒木村ならんともいへり。

中盛彬の説に「河内の駒が谷の四々山人が和泉兔寸喬木放をかきしは盡せりといふべし、並河氏の五畿内志もくはしからず、石橋氏が泉州志の説もたがへり」とあり。所謂喬木攷余未だ之を見ず、若しくは兔寸を等乃伎と訓むにあらざるか。訓み方稍々穩なり、且つ地理より見てもさまざま支差ふるこゝなしと思はる、但し河といふ程のものはなし。

八、窯址、其他産業に關する史蹟

陶器山窯址

東陶器村、西陶器村

東陶器村、西陶器村は往古の茅渟縣陶邑にして、後陶器莊と稱されたり。その河内國に接する所陶器山ありて東陶器村に屬す。この附近一帶の山地にして西陶器、久世、上神谷、河内國三都村等に連る。この陶器山を中心として、その附近の山地及び狹山村にわたりて陶片散在する所、窯地の窺なれる所等合せて數十を求めうべし。

是れ古代製陶の窯址にして、その窯址は殆んど捏たれて未だ古代の窯制を明にしうべからざるは甚だ遺憾なりとす。散亂する所の陶片は謂所朝鮮土器内至は祝部土器と稱されるものにして、硬質のもの、軟質のもの形状紋様に至つては種々雑多のものを含めり。俗に行基焼と總稱す。行基この地に來りて民に陶器の製法を教ゆこの俗傳に基きしものなり。然れどもこの地の陶器を製するこゝは既に行基以前にさかのほりうべく、この地より出づる陶片が之を證明す。

さて陶器製造の事の文獻に見ゆるは、この地日本書記崇神天皇七年の條に茅渟縣陶邑の名出で、陶氏の裔大田々根子の居住せし所とす。舊事記には大己貴神が天羽東大鷲に乗りて妻を求めしに茅渟縣に於て大陶祇の女活玉依姫を娶りたること見えたり。神代に陶氏の入此所に居住し、又此地にて陶器を多く作り出すゆへに陶邑の名起れりとする地名傳説のそのま、信ずべからざるも、現今残れる陶片より見て、陶邑の名と陶器製造との間に深き關係は認めうべきならんか。降つて奈良朝に入ればこの地陶器製の事明に文獻の上に認めうべし。そは三代實錄に見ゆる所にして、貞觀元年の和泉國と河内國とが陶山の所屬につきて紛争を起せり。その故は燒陶伐薪る山にて陶器製造の燃料として陶山に茂れる樹木を得んためなり。而して同年四月二十一日に至りて和泉國之地なるこゝに決せられたり。尙延喜式の和泉國の調を見るに陶

器、土器等その主たるものを占めたり。これは多くの地方に産出せられたるものなるべし。何時の頃よりかこの事たへて、今はたゞ、窯址と陶片とによりて昔時の盛なりしこゝを窺ふのみなり。

行基焼

八田莊村

八田莊は古來製陶の業盛に行はれたり。其の製する所は、粗雜の品にして傳へて行基の教へし所と爲す。雁州府志に云ふ。

古行基於河内國埴田陶器、始令人作磁器、盛遺骨、或納經卷、而藏土中、今偶有存者、世號行基壺、或稱行基燒。

毛吹艸に和泉名物土田燒物、底取灰ホウロク等。

泉州志に上古陶邑造瓦器、今蜂田造壺者、此其遺風也、今謂半田壺者語之訛也。

舊幕の時にも相當の産出ありし見え、赤燒運上を課せり。

彈藥調合所址

中百舌島村

延享三年二月二十二日、堺の焔硝商高三善右衛門といふ者、從來和州宇智郡新町村にて鐵砲藥調合せしを、此度大鳥郡萬代庄夕雲開姓筒井六之丞所持の畑地二十六坪借受け小屋を建て調合場を設けんことを願ひ出で、同年六月十一日許可を得たり。次で寶曆六年三月四日、百濟村にて水車もて調合せんことを願ひ、同月六日許可を得たり。これも何時の世にか廢止せり。此處に言ひ傳ふる處はあり。

夕雲開

中百舌鳥村

夕雲開は、現に中百舌鳥村の一大字なり。この邊一帶の地、もこは荒蕪の原野たりしを、寛永三年、當地の名族筒井正右衛門が官許を得て開きし處なり。工事半にも至らずして歿し、其の寡婦之を大成せり。奉行して之を監督せし者は香西夕雲なり、香西、一に高西に作り、夕雲、一に哲雲に作る、水利開拓のこゝに巧なり。因に云ふ、大阪の九條も其の開く所なり、木津川と中津川との間なる斥鹵所謂九條島を修築して住宅墾田の基を立てたり。今の茨住吉神社、竹林寺は皆其の建てしものなり。

伏屋新田

北池田村大字伏屋

從來伏屋新田と稱せし部落は市町村制實施の際に伏屋と改む、是れ今を去る凡二百五十年前南池田村大字萬町の伏屋某が開墾せし所なり。

横山炭

南横山村

泉州志に

横山炭出交鬼、本朝茶家者流世賞之謂河内國香瀧炭、亦出此山東北、

香瀧炭は今の所謂畑炭なるべし。實に此の山の東北なる河内の瀧畑より出て、其の産額少からず、而して文鬼に産する所多からず。

新六帖 藤原光俊の歌に

何とていかにやけはかいつみなる

横山炭の白くなるらん

右に據れば、平安朝末期に、横山炭は既に京洛の朝紳にまで愛用せられしを見るべし。炭の白しと云ふはをかきやうなれき、今に白炭、黒炭といふ稱ありて白炭といふは實硬く、微の生へたる如き色を帯びたる炭是なり。

九、古邸宅址

山之内屋敷址

濱寺町大字下

泉州三十六士の一人なる山の内氏が下村を食地し下村の中、山の内下村（當時下村は東下村、西下村、山の内下村の三村に分れたり）侍屋敷なり、跡今にあり、土居堀庄屋の屋敷になる。古記録に見えたり。其の跡近年まで大字下の西南（今の松井氏宅邊）に存せり云ふ。

阿栗氏舎址

國府村大字井口

和泉志に云ふ

阿栗氏舎在井口村、相傳古驛亭雜事職阿栗氏舊蹟、南北大路又有阿栗之稱、所謂舊蹟といふもの今認むべからず、小栗街道の名稱は是れより起るこの説なるが如し、果して如何にや。

玉井山莊址

國府村大字小田

小田部落の西北二丁今田野なれるあたり、是を玉井山莊と稱し、王朝時代國府のありし頃、國守僚友を引き宴遊せし處なり。是は泉州志以來稱説する處なり。而して今は通常の田野のみ、何等遺址の認むべきなし。大阪府誌に、今は僅に其の形跡のみ残り、又玉の井もなし、或は傳ふ、邑の西北に當れる龜が崎池と稱す、周圍四町餘の池中にあり云。一説に云ふ、上條村大字千原の玉井是ならむ云（同條参照）。或は云ふ、國府の清水が即ち玉の井にして其の上に出莊ありしならん云、未だ孰れが眞なるかを知らず。

江吏部集

題玉井山莊 粟田障大江匠衝子中

趁得山莊望地形 始知玉井在中庭

遙分崑嶺風流美 暗寫華林秋氣聲

數點苔侵藏石甃 孤輪月落見銀瓶

佳人凝崑卷簾坐 雲樹重々山色青

本朝麗藻

題玉井山莊 在和泉藤爲時國云々

玉井佳名被世稱 松楹半接碧巖稜

山雲繞舍應寒幔 澗月臨窓欲代燈

梅發寒花朝見雪 水收幽響夜知冰

池邊何物相尋到 雁作來賓鶴作明

珍努縣主舊址

國府村大字府中

珍努縣主は和泉郡の名族なり、其居地は府中なるべけれ其の舊址全く存せず。

姓氏錄に、「和泉國皇別珍縣主、佐代公同祖豐城入彦命三世孫御諸別命之後也、日本紀漏」云あり、又雄略天皇紀に根使主を誅し給ひて其の子孫を茅渟縣主に賜ひし事見え、日本靈異記に和泉國皇郡大領直沼縣主倭鷹鳥の事に感じて世を捨てしこと見ゆ、これは聖武天皇の御世の事なり、正倉院文書、和泉監天平九年正稅帳に和泉郡少領外從七位珍縣主倭鷹云あるは

九、古邸宅址

是の人なるべし。

天平五年主帳无位珍縣主深麿、天應元年正六位珍努縣主諸上、元慶五年大初位下珍努縣主三津雄なき國史に累見せるは皆其の族人なるべし。

佐倉東雄潜匿處

伯太村大字池上

佐久良東雄通稱は靜、常陸國新治郡元浦須村の人なり少にして讀書を好む、後雜髮して眞鍋村善應寺の住職となる、時事に憤る所ありて慷慨の心己み難く大久保要、色川三等と交り皇運の挽回を圖り京阪の間に往來す、櫻田の壯士高橋多一郎父子の大阪に來るや東雄周施盡力する所あり、幕吏に捕へられ江戸博馬街の獄に投せらる、幾もなく、獄中に死す、明治三十一年七月四日從四位を贈らる、是れ其の履歷の大要なり。東雄の大阪に來るや泉北郡信太中村の森田氏(葛葉神社々掌の先)に頼る、茲は一橋領なれば露見の恐ありて其の親戚なる池上村の南氏に歸す、茲は片桐領にして片桐氏は水戸藩と縁故あればならん。南氏の乾淨房に寓するこころ三年後ち大阪摩神社の攝社稻荷祠に居る。そこより南氏に寄せし書翰及び其の寓せし乾淨房今に存す。

一路居士舊址

神石村大字市

市村の東端に一路山禪海寺の址あり、一路居士隱棲せし所なり。寺は大徳寺末たりしが明治五年に至り廢絶す。寺址二反四畝二十四歩今一人の住宅あり、當年の舊物も存せず。

一路居士は野史に傳あり、全く堦鑑に據れるものなり。堦鑑に曰く

一路は一休と同時の人也、一休和尚一路に問て曰く、萬法有路、何是一路、一路答曰、萬事皆可一休、如何是一休、一路は作詩詠歌眞の隱逸也、狂歌に

手捕めよおのれはくちがさしてたば

どうすいたくこ人こかたるな

今石津の上市村の邊一路庵の跡有、手捕は手捕鍋と云釜一つを樂み此處に居住して人の往來を絶し、一の簀を下て志有人に食物を受て朝暮送りしこぞ、或時童共馬鞋なき入て置ければ、其を見て最早世は末に成たるこて、其より斷食して終られけるこぞ申傳、品は替共眞の隱者也、伯夷叔齊もいひつべし、其誰の氏の子と云事を知ぬぞ怨なる其身はかく有しかごも其名は今に留りて其所を一路山と名村て世の人普不知こ云事なし、手取鍋今は細川殿に有由傳り、昔作る詩に曰

節後黃花吹不飛 籬根臥雨似薔薇

萬年峯頂新長老 咲下禪牀對布衣

其比の五山の名僧達各贈答の詩有、

右に言へる贈答の作は左の類か、

遊城南尋一路菴僧借舟、

日短城南黃落秋 尋僧借取渡頭舟

佗年有約篷窓雨 共著漁簑伴白鷗

次一路上人

百年一路淡生涯 舟繫柴籬似釣家

篷底秋風簑袂輕 夜鷗分夢宿蘆華

次一路上人詩韻

九、古邸宅址

天 隱

南 江

横 川

四一五

天涯萬里遠煩君 抽出青錢三十文

急喚沙彌去沽酒 一聲笑破飯山雲

一路居士は洵に不可解の人なり、故に古人評して南朝流落の縉紳歟、或は他國武士の亂世を厭ひて暫く是の地へ寓居したる者ならんといへり。

和泉志に曰く

天文中國中大亂、人不贈餐、安坐一室、不食而坐、後鄉人在博田見路赤脚橫行逐之不及、名所圖會は又曰く

一路居士原洛西仁和寺一代の御門主たり世を遁れてこゝに幽棲し詩歌を吟し清貧を樂む。

尙ほ一路の作として傳ふるものに

月やみん月には見えずながらへて

うき世をめぐる影もはづかし

世を志のぶいほりの軒の朽ちぬれば

いきても苔の下にこそすめ

僧似雲示寂地址

踞尾村北村家

僧似雲は河内弘川寺の僧なり、晩年踞尾村の豪農北村氏に寓し、茲にて示寂し、遺命により弘川寺に歸葬す、野史に傳あり、其の略に曰、

似雲本名如雲、安藝廣島人也、好和歌、入京師、就准大臣藤原實蔭學焉、治實蔭傳授古今、召如雲託傳授

箱、而三年遂辭去、徧歷名山幽蹤、不定居住、人呼曰今西行、如雲聞之曰、左以幾耶字仁、須柯多伐柯梨波、仁多禮屠母、許許呂波游伎止、寸美楚女酒會傳、嘗歎西行墳墓不詳、祈請石山觀世音、因靈夢得之河内弘川寺、其地稱西行墳、明據不詳、乃建表碑、索寺中所納肖像、造立一草堂、自結菴於山陰居、號曰春雨亭、享保十六年六月、因仙台城主伊達吉村招赴、未幾辭歸、又應靈元上皇徵、到籬下、上皇嘗聞如雲厭頭寒、詔賜帽、延享四年春往須磨浦歎鹽竈絶久、興復鹽竈、而後構一草菴于嵯峨天龍寺境内大堰川邊、自改名似雲、欲結一庵于吉野而不果、其自記有思出草年並草、迨八旬齡、倚身於和泉鱒尾北村某而歿、遺囑送弘川寺、與西行墳並築塚、

右に鱒尾みあるは踞尾の誤なり。

契沖庵址

南池田村大字萬町

大字萬町の豪農伏屋氏は池田首の遠祖大碓命の後裔なりと稱す、其の家構なき、さながら侯伯に似たり。今は家道大に衰へたれども邸宅故の如し。是れ契沖阿闍梨の幽棲して書を讀みし所なり。此の池田てふ地名餘り世に知られず、故に攝津の池田に居られしやうに誤り記せるものあり。

玉勝間に

抑も此菴(高津の圓珠庵を指す)はも和泉郡池田郷萬町村の伏屋某の家宅の内幣垣ノ圍に在りてそこに住みたりしを難波には後にうつして住めるなりとぞ、されば彼の伏屋氏の家には彼の法師のそのかみよみて自ら書きたりし歌なき多く持ち傳へて今も残れるなり。

斯くは記したれど傳はりし故物概ね散佚して残らず、唯契沖が菴居の圖一幅あり。法師が机に凭りて外面を眺むるものは其の眞景を寫せるものといふ、圖中に庭松あり、松今に榮えたり。此の菴大阪に移すまでは養壽庵と稱しき、移して後

氏更に一菴を結びしが二十餘年前に朽ちたれば取り壊しき。
當時の主人は長左衛門重賢と稱し志篤く學を好み家に多く書籍を藏せり。契沖は初め南松尾村大字久井に卜居し後に此處に移り居る。蓋し三十三歳より四十歳前後にして、延寶八年浪華に還られしまでの間の閑居なり。
契沖の行實に曰く

寛文二年(年二十三)爲檀越請、住攝津生玉曼荼羅院、而厭其隣城市、題倭歌二首壁間、以寓其志、一笠一鉢、隨意周游、詣和州長谷寺、絶喰念誦一七日、登室生山、薰修三七日、其他吉野葛城、以下山川稱奇者、無不躋攀、又登高野、受菩薩戒於圓通寺快圓比丘、持律益苦、桂錫泉州久井里、愛山水幽奇、居數歲焉、該三藏、通悉曇、旁窺諸宗章疏、至三十三經史及文選白氏文集、無不涉獵、名跡稍顯、從遊日多、於是屏居州之池田川之側、讀日本紀以下國史舊記、專好和歌、博探歌書、延寶五年(年三十八)就河州鬼住延命寺覺彦師、受安流灌頂、彦以爲得人、師寫儀軌二百餘卷、納和州生駒寶山寺、八年(年四十一)妙法法師定寂、遺命屬師住持、(中畧)至母歿、卜居難波圓珠菴、
當地閑居の頃の詠草

池田川のほり伏屋某が造りおける庵をかりて住けるに其ほり大竹おほ空に聳ゆるものおほきを見てよめる
千尋なる岸根に生ふるむら竹を

いほりのまがきすくしてぞ見る

同じく此庵の閑なるをよめる韓退之が詩の意をふくみて

いほちかき竹のみこりの玉は、き

はらはで塵のなき世にそすむ

池田川の流いとおもしろく島見へたる所に悔ありてにほひけるを詠る

夕附夜梅か香おくる河風に

きしねの竹の身をそわする、

梅の花河邊の月にほふ夜わ

千鳥の音をや鶯にせん

池田川の岸に藤山吹きの咲あひたるにつけて

山川のきしの藤なみか、れごも

だれにかいはん山ぶきの花

池田川納涼

夏川のいしまの水の涼しさに

うをの心もわれにてそしる

岸のうへに庵しをれば川音の

枕をくゞるよはぞすゞしき

契沖阿闍梨遺址

南松尾村大字久井

大字久井の中出垣外(一説に島の向)と云ふ、數畝の柑橘園ある處、是れ阿闍梨の菴を結びし址なりと云ふ。
又字前代に一井あり久井といふ、水淺けれごも旱天に涸れず甚だ寒冽なり、相傳へて阿闍梨の命名を爲し、村名の由りて起る所とす。阿闍梨の當村に閑居せしこゝ世に知らぬ人いと多し、大日本地名辭書にも、

萬町伏屋氏の後苑に阿闍梨契沖の庵址あり(名所圖會)一説契沖址菴は隣村南松尾の久井なり

こ。是れ確信なき書き様なり、誰が議らん久井の閑居は内外諸典を蒐め修練を積まれし一生中尤も重要な時代なりしこを。(南池田村契沖遺址の條参照)

宮里四郎左衛門邸址

南池田村大字

細見記、三林村の條に「此所宮里四郎左衛門は正平年中和田和泉守の旗本也、此屋敷地七十五坪」こあり、其の處今知るべからず。

佐々木高綱遺址

横山村大字佛並

相傳ふ、佐々木高綱横山莊を領し後出家して佛並の成願寺に住す。成願寺は男乃宇刀神社の神宮寺なり、明治の初年に廢せらる。其址、尙ほ佐々木台の名を留む。其の後に墳ありしを正保年中開發し馬骨及び轡なき出でたり。是れ名馬池月のならんこ舊く記せるものあり。その他、鈴ヶ森是れ池月の著けし鈴を埋めし處なるこ、成願寺のありし附近今に殿前こ呼ぶこ、大字坪井の索封家澤氏は佐々木氏の淀紋を貰ひ受け今日に用ふるこ、なき皆高綱に縁故ありこ云ひ傳ふ。

今井秀光屋敷址

四百舌島村大字西

今井秀光刑部左衛門こ稱す、宗久の兄なり、堺の養壽寺は其の舊宅を捨て、寺こなせしものなり、蓋し當時の豪族なり、今井家系圖に曰く、「慶長十六年歿す年七十八強弓精兵也泉州万代西村住殿屋敷連今に在」こ、其の遺址全く知るべからず。

一〇、雜

濱寺公園

濱寺町高石町

濱寺公園は、濱寺町大字船尾より南高石町に亘れる一帯の海濱にして、南朝の時三光國師此處に大雄寺を創建し之を濱寺こ呼びしものが、遂に地名こなりしものならん。是の地西は茅渚海に望み、帆影去來し水天髣髴たる處、淡路島は翠黛の如く、其の右は攝播の諸體にして、其の左は紀河の遙青なり。東顧すれば和河の山、山呼べば應へんこ欲す。洲渚砂軟にして漪浪打ち寄する處、老松若松數萬株、千歳の色を含み翠綠滴らんこ欲す。蓋し是の地勝景の名あるこ尙し。古來所謂高師濱はこの邊一帯を言へるなり。

萬葉集に見えたる、

太上天皇幸于難波宮時歌

おほこしの高師の濱のまつが根を

まきてしぬれこ家ししのばゆ

是の高師は攝津の國なりこ見るが妥當なるべし、降りて、

沖つ波たかしの濱の濱松の

名にこそ君を待ちわたりつれ

紀 貫 之

河 内 躬 垣

身をわふる涙は今も和泉なる

たかしの濱にみつる汐なり

見るべし、平安時代既に歌枕として其の名、上國縉紳の間に傳はれるこゝを、殊に貫之の作は空事にあらずして實歴より來れるものなり。その土佐日誌に

小津のこまりをあふ松ばらめはるかなり

こ云ひ、又

いし津こいふこころ松原おもしろくてはまへこほし

こあるを見れば、南は大津(日誌に所謂小津)より北は石津に至るまで數里の間、松原打ち續きしならん。

其の後この地の詠歌歴代絶えず、惟ふに、濱松は單に風致の上より保存せしのみならず、風を防ぎ砂を防ぐの必要より、戦亂の世にも亂伐を免れしものか。寶永中、領主田家は紀州街道以東の古松を伐りて田畝となす。後ち其の以西に補植せり。明治二年松原を闢くの議あり、翌年堺縣を置くに及び、新知事小河一敏其の伐採を嚴禁す。税所篤の縣令となるや、復た斧斤を加へんこし、内務卿大久保利通の諷諭によりて止む。明治六年公園となす。爾後大阪府は毎年巨額の費を投じて之が經營に盡力す、古來の名木、千兩松は紀州街道の側にあり。

信太森

信太村大字中

信太森は古來有名の歌枕たり。枕草子にも、杜は信太の森と稱せり。所謂信太森は信太山なる信太神社所在地なりと爲す者あり。杜は社の字を轉用せるものにして、杜のある所は社のある所なり。此處に式内聖神社あり。されば延享頃の記録にも「森は信田山、往還の上下昔は大木有、松楠多、今道の上に小松有」と稱せり。されば後世稱する所は大字中村なる葛葉神社の所在地を指す。所謂千枝の楠現存す。

信太は森を以つて著はる、森は楠を以て著る、楠は千枝を以て著る、歌林良材にも、

篠田の森には楠木の一本がはびこりて千枝にわかれたり

こいへり、平安朝以降これに關する咏歌多し。泉州志に多く擧げたり、今其の二三を記す、

六帖

和泉なる信太の森の楠の木

千枝にわかれて物をこそ思へ

詞花

わが思ふこゝの繁きにくらぶれば

信太の森の千枝はものかは

堀川百首

思ふこゝ千枝にやしけき鳴子鳥

信太の森の方に鳴くなり

山家集

物おもへばち、に心ぞ碎けぬる

信太の森の數ならぬ身は

今存する楠は、固より當年のものにはあらざるべけれき、亦多く星霜を経たるものなり。博士本多靜六の著に、目通二丈五尺、高八間、齡一千年、花山天皇熊野行幸の際千枝樟の稱を賜ふと云ふ傳説あり、こ記せり。今之を實測するに、目通三丈五尺あり、(名所圖會)に記せるは今存する樟たるこ疑なし、云ふ高さ八丈許、周り五丈、株の太さ五尋と、これ誇張に過ぎたり。

増基法師

大江匡房

西行法師

新古今集に

和泉式部道貞に忘られて程なく敦道親王かよひ給ふまき、て詠みて遣はしける。

赤染衛門

移ろはて志はし信太の森を見よ

歸りもそする葛のうら風

返し

和泉式部

秋風はすこし吹くも葛の葉の

怨顔には見えじぞ思ふ

式部の夫橘道貞は和泉守なりければ式部もこの地に下りしこありたらん。この歌、信太森に寄せたる殊に適功なるを覺ゆ。されど橘是に至り一轉して葛なる。後世の葛葉狐葛葉神社を胚胎し來る、舊記に云ふ

信太村中村此所在屋九郎兵衛屋敷の内葛有、九月頃には葉のみ内一つは葉うらをなす。

大久保甲東和歌碑

濱寺公園内

明治三十一年西村捨三氏等發起して有志を勧誘し碑を松樹鬱葱の間に建て、面に大久保利通の和歌

おみにきく高師の濱の濱松も

世のあた波はのがれざりけり

を刻す、松方正義侯の筆なり、背に前堺縣令税所篤の文を刻す。建碑の由來を知るべければ其の全文を録す。

こは、いにし明治六ミセの夏の夕つかた、大久保利通の君高師の濱みんてやざりをいで、はまの石に腰うちかけ四方のけしきみわたすほぎ、松の林のなかばきりたるを見ていかなる故にかこいはる、に、近き頃士族授産の爲にきては

らひ下げたるなりここたへければ、そはけしかるここかな、かゝる名所の松の數百歳経たらんをこここきりはらはんはまここになさけなきわざなり、ここのつかさともあるもの心なしや云はん、きて、たう紙きりいで、書かれたる歌也、おのれもこりあへず、

いかにせん高嶺おろしの烈しさに

なみたふるひしをの、えそこれ

こいらしてければ、何はままれ明日よりはこの事やめさせよ、京にかへらんのも、かうもすべしもあるに、やがてそをこめたりき、今残りたるは、またくかの君のたまものこいひつべし、このよし石にして後世に傳へて一言しるしてよきす、むる人のあるにまかせ、つたなきおのがかへしのここの葉さへありのま、かきしるせるは、さきにこの縣に令たりしちなみあればなりけり、

明治三十一年十月

子爵税所篤

淺香山

五箇莊村大字淺香山

本地は古來住吉郡に屬し、も淺香山及び淺香山流作新田の二ヶ村たりしが、明治四年九月和泉國大島郡に轉屬し、同八年合併して淺香山と稱す。淺香の地名に就ては太子傳曆に所傳あり、次の如し。

推古天皇三年乙卯春三月、土佐南海夜有大光、亦有聲如雷、徑三十箇日矣、夏四月、着淡路島南岸、島人不知、此木、以文薪燒於竈、太子遣使令獻、其大一圍、長八尺、共香異薰、太子觀而大悅奏曰、是爲沈水香者也、此木名梅檀香木、生南天竺國南海岸、夏月諸蛇相繞、此木冷故也、人以矢射、冬月跽蟄、即斫而探之、其實難舌、其花丁子、其脂薰陸、沈水久者沈水香、不久者爲淺香云々、

即ち香木の本地の濱に打寄せたるより此名起れり云々。

本地は大和川の南岸に沿ひ、淺香右近將監宗勝の城を築きて南朝に應ぜし所にして、同氏累世之に據り、文龜元年落城しけるに、其の裔淺香善右衛門宗胤に至り祖先の縁去を以て城跡全部を豊臣秀吉より附與せられければ宗胤之を開發し百四十石を得たり、寶永元年の大和川開鑿に際し、淺香山總高残らず、土砂捨場となり、丘阜の高さを増し、淺香山ミ稱されたるべし。大和川堀割の際、本はすべて御用地に命だられしが、同地に孤塚ミ稱する所あり、塚に不思議のこゝ多し堀割がたきを以て、川筋を杉本村、山の内村に附替へしなり、本地は川違の都合により其の三分の一を残し、其餘を大和川の土砂場ミ爲すべき旨を達せられ、孤塚も潰地ミなるこゝを免る。孤塚は往時城のありし時の鎮守の社址なりミ傳へしが、この際の不思議を現はせしも、同塚大明神の加護のためならんミて、新川の鎮守ミして稻荷社が建立せられたり。社は一時大守北花田の華表神社に合祀せられたるもまた舊地に復して淺香山、教會に於て守護せらる。

淺香山は大和川の南に沿ひ、樹木蒼々ミ茂りて、西方滄溟を望むを得、大阪市附近の一勝地たり。昔時この勝景を賞したるもの、如く、古人の詠多く、其二三を列記せん、

萬葉集

淺香潟しほひのゆたにおもへらば

うけらか花の色に出めやも

讀人しらす

夕されば鹽みちきなん住吉の

淺香のうらに玉もかりてな

弓削皇子

夫木集

あさか潟うけらか花いのこ、また

色こそ見えねけふしくれつ、

知家

山こしに煙そみゆる淺香かた

からき戀ある海土のしはさか

後一條關白

新後撰集

住吉の淺香の浦のみをつくし

さてのみ下に朽やはてなん

行能

新千載集

玉藻かる方やいつこそ霞たつ

淺香の浦の春のあけほの

爲明

この淺香潟、淺香浦は、たしかに本地を指すこは考へ難けれども、この附近萬葉の當時に於て潮汐の干満ありし江灣ありしならん。

高石濱 高石町地方

高石濱は古來歌枕として名高し。蓋し管に今の高石町の海濱のみならず、其の南北に亘れる稱なるべし。高石濱に關する詠歌(泉州志に據る)

古今

おきつ波たかしの濱の濱松の
名にこそ君を待ちわたりつれ

貫之

續拾遺

汐風の音も高しの濱まつに
かすみてかゝる春の夕浪

平親清女

玉吟

打波のかたしの濱の眞砂地に
おいたる松のねこそあたなれ

從二位 家隆

續古今

あだ波のたかしの濱のそなれ松
なれすはかけてわれ戀ひめやも
汐風も夜寒なるらし沖の波

權中納言 定家

同

たかしの濱に千鳥なくなり

源雅言 朝臣

金葉

音にきく高しの濱のあだ波は
かけじや袖のぬれもこそすれ

一宮 紀伊

新千載

松か根の高しの濱のおきつ波
およばぬ色にかけて戀ひつ、

前大納言 爲定

同

おきつ波よする高師の濱松の
ねにはなけごも人ぞつれなき

藤原 盛徳

新拾遺

おきつ波高しの濱の汐風に
よや寒からしたつぞ鳴くなる
身をわふる涙は今もいづみなる

善源 法師

家集

高師の濱にみつる汐なり
いづみなる高しの濱の波しあれは
信太のさこもあらはれにけり

躬恒

懷中

千五百番

おきつ波高師の濱のさよ千鳥
あこもさだめぬ聲きこゆなり

隆 信

夫木

我戀は高しの濱にるる田鶴の
たづねてゆかつかたもおほえず
戀すてふ名のみ高しの濱千鳥

後鳥羽 院

御集

なくく歸る袖のあだ波
沖つ波高師のはまの松もなほ
ぬる、ばかりの名にこそありけれ

順徳 院

建保名所

よる波も高師の濱の松が根の
かはくまもなき枕なりけり
風あらし波や高しの濱千鳥

定 衡

同

ふみかよひこしあこもたえぬる
まつミだに人はかけてもしら波の
高師の濱に袖はぬれつ、

俊成 女

同

なき名のみ世には高師の濱松の
つれなき色にこひやわたらん
戀すてふ名のみ高しの濱千鳥

兵衛 内侍

同

さのみや浪のそこになくべき

知 家

同

さのみや浪のそこになくべき

範 宗

同

さのみや浪のそこになくべき

範 宗

同

物おもふ波の高しの濱松の

まつもむなしき色にふりつ、

同

なき名のみ高しの濱の松の枝に

いかなる風のたえず吹くらん

新葉

たつ名のみ高師のあまのぬれ衣

袖まきほさん波のまもかな

艸菴

風吹かば高師の濱のあだ波を

つばさにかけて千鳥なくなり

興津濱

大津町

古來歌枕なる興津濱は、大津邊の海濱を指せる者の如し、大津濱も興津濱も云ふ。
大日本地名辭書に曰く、

興津濱は輕部の濱を曰ふ、古事記「大年袖娶天知迦流美豆比賣、生子興津日子神」、次興津比賣命、亦名大戸比賣神、此者諸人以拜竈神者也」にあり、古今集に和泉國沖津濱の歌あり、和名抄に和泉郡輕部郷あるも、御母の名によらしあり、

古今集に

貫之和泉國に侍りける時大和よりこえまうて來てよみつかはしける

君を思ひおきつの濱になくたつの

たづね來れば有こだに聞く

忠

房

陶器 十景

西陶器村大字辻之

領主小出有宗の選定する所にして林羅山の題詠あり。其の序に曰く

小出有宗君食邑泉州陶器、水陸之佳景甚蕃、擇其尤者、以爲十題、屢請賦之、不得已、綴長短歌十篇、以應其求、

所謂十景は

金剛初雪

淡路殘月

萬松風聲

江上漁火

斜日片帆

炭竈孤煙

秋天來雁

池塘春水

編戶壤歌

古寺晚鐘。

なり。陶器山の土地高燥にして、水陸の佳景をほし、にしうるを以てなり。

高石池

高石村

垂仁天皇紀には三十五年秋九月、遣五十瓊敷命于河内國、作高石池、茅葺池、に載せたり。古事記傳には、「古事記には高石池を日下之高津池とせり、日下は草部（鶴田村の大字）なるべし。此の津の字は師の誤にもやあらん、高石も同大鳥郡の海邊なり、今も高石村ありて池もあるは古のにやあらん」に記傳に云へり。

然るに、泉州志には「取石池の前號ならん、今信太郷にあり、この時郡未だ分れず、故に高石池と曰ふなり。取石池の水今も高石の田地に引き取る」といへり。

確據ありての説ならいざ知らず、唯取石池が古く名あり、且つ面積も廣く高石村にもさほぎ遠からぬを以て之に引き當て

たるのみならば、寧ろ高石村に求むる方穩當ならん。

和泉志に云ふ、

乙池 廣三百餘畝、垂仁天皇三十五年秋九月、遣_二印色入彦命_一、造_二河内高石池_一即是、和泉國地誌に云ふ、

高石北村 乙池、東西二百三十三間、南北六十間、周圍七町十九間半。

垂仁紀なる河内國高石池は即ちこれなるべし。

取石池

取石村大字土生

取石池もミ鳥石池作る、小栗街道の東側にあり。池の彼岸は信太村なるを以て、舊志に或は信太村にありとす。周圍十二町餘、面積一萬六千四百七十坪。

萬葉集に

イモガテトシノイケノナミヨロトリノネケニナクアキスヤラシ
妹手采取石池之浪間從鳥 音異鳴秋過良之

是れ此の池を詠せるなるべし。

古來取石池を以て垂仁紀なる高石池と同一なりとす者あり。謂ふ、上世には高石池と曰ひ、後世には取石池と曰ふ。或は謂ふ、高石はこの邊の惣號にして、取石は細目なりと是れ推想の説なり。

傳へ言ふ垂仁天皇の三十五年秋九月五十瓊敷命勅を奉じてこの池を作りたまひ、天平勝寶年中殿來連國民二萬人を役して修補す、正平二十三年和田左兵衛尉重政重ねて工事を加ふと、其の據を知らず。

本村の名はこの池あるを以て近年建てしなり。

阿闍梨池

信太村大字上代

阿闍梨長賢和尚は水利地理に通ず。この池も亦其の鑿つ所といふ。現今水田三十五町歩、頼りて旱魃の患無し。村民今に之を徳とし、其の靈牌を祀り修忌懈らず。永祿十一年戊辰二月十八日寂すといふ。村の觀音堂に左の靈牌あり。

永祿十一戊辰年

上代村中

阿闍梨長賢 道善

二月十八日

其の行實詳ならず。池は東西八十間、南北百間、周圍二百七十間、反別二町六段六畝二十歩あり。

鶴田池

鶴田村大字草部

周圍六百七十三間、反別七町四反歩、今の村名は此の池のあるに由りて近頃建てしなり。

古事記に見えたる、垂仁天皇の堀らせ給ひし日下之高津池は是れならんも知るべからず。僧行基が鑿ちし鶴田池は是なること疑なからん。されど其の創作なりしか、將た高津池の改修なりしかは今知りがたし。傳へ云ふ、延久二年和田正武修治し、應永元年多々良朝臣入水の田面を分ち、文祿三年豊公檢地して田面灌溉を舊の如く分つべしと定められて今日に至る。其の據を知らず。

谷山池

南池田村大字納花

大字納花の南方、山中に在り、三池相連る。下の池と稱するもの最も大なり。東西百五十間、南北三百間、周圍二十五

町(和泉國地誌に記する所)底深く水量多く、兩池田、國府、郷莊、伯太諸村に灌漑す。相傳ふ俊乘坊重源の鑿ちし所なり、重源嘗て諸國を勸化す、時に讚岐の民大に饑う、重源集めし所の米を悉く出して之を顧はず、國人之を徳し、泉州に來り此の池を掘りて以て之に報ず。中に人夫の内十人を留む、今に讚岐田、讚岐垣外てふ地名を存し、其の裔讚岐てふ姓を冒すもの十餘戸、此の池守は古より此の家筋に限るこゝし、今に渝るこゝなし。池頭に小祠あり、重源の石像を安置す。

千 体 池

南松尾村大字春木

大字春木の東南にあり、現今、尻法池と稱し用水池たり、周圍百三十五間。昔時池頭に千體佛ありき、故に此の稱あり云ふ。

尾 井 清 水

信太村大字尾井

附近村落良水多からぬに大字尾井のみは水質純良、地を掘る數尺にして清水滾々として涌き出づ。其中、箱清水といふもの方五六尺ばかり、民家の間にあり、大旱にも涸れず。

別に清水秀太郎氏の門内にあるもの、傳へて行基の祝詞に出づるもの云ふ。門廡に聯額あり、古人の題詠なるべけれ。文字漫漶讀むべからず、家に一幅を藏す。

和泉尾井村清水氏甘泉記并銘

和泉之地靈井神泉頗多、其最名世者七所、土人相傳以爲行基菩薩所鑿、尾井村清水氏亦有二泉、地東去信太林二十步許、其東南三百步許、有聖大明神祠、神后嘗討韓、軼祭於此云、其泉深僅六尺、清瑩澄徹、形影可鑑、夏日最冷、各日最溫、早魃不減、而雨霖不溢、味甘而美、淡而能榮(下畧)

正三位式部大輔菅原長親撰并書

文に紀年なし。是の地既に清泉あり、又舊府神社あり、故に、或は此を神后の御時湧出せし靈泉と爲す。

玉 井

上條村大字千原

玉井は初め玉井壹岐守の城中に在りしもの、其の地、後に川上吉右衛門氏庭園となり、川上家没落して今は小林兵太郎氏の宅地となる。

夫の藤原爲時、大江匡衡の詠せし、玉井山莊は此處なりといふは疑ふべし。天保二年堺與力上條作之右衛門、號は柳居とて文雅の士が

玉水はむすびてぞ知るそのかみの

きよきこばのあれはなりけり

と咏みしは此處なり。(國府村玉井山莊の條參照)

國 府 清 水

國府村大字府中

泉井上神社の境内、乾位にあり、大樹の下に方數間の窪地あり、茲に清水滾々として湧き出づ。下は細流となり灌漑に供す。舊誌皆稱す、神功皇后征韓の時地中に波浪の聲あり、飛泉湧き出て味甘露の如し、皇后凱旋の御時叡覽あり、此の水にて修禊し玉の井と名づけ給ふ。玉勝間に云ふ、

いづみ云ふは和泉郡にありて上泉下泉てふ郷もあればそこより出でたる國の名なるこゝは論なしかくてその郷の府中村といふに今も和泉の井とていひめてたき清水ありてそこに泉井上神社和泉神社なきも有りて式に見ゆ、上つ代よりいづみ清くて甘かりし故ににぎいづみ號て和泉と書きたりしを其の里人なきはた、泉のいひならへるがひろこ

りて名高き水なれば京人なごも泉のみのみいひあへりしま、郡の名にも國の名にもなれるをすべて國郡なきの名二字にかく事なる故に文字にはかならず本の名のご和泉はかくなるべし。

さて和泉の國名、郡名等の起りし源なり。果して然らば本地發展の根源云ふべきか。其の水古來酒を醸し茶を煮るに佳しと稱せらる。豊太閣大阪在城の時遠くこの水を運ばせ茶用せしと傳へらる。茶家の説に、宇治橋三の間の水一升の重さ三百九匁六分、是の名水重さ三百一匁六分あり、俱に太閣の愛用する所なり。惜むらくは是の名水、嚴冬の候は湧出全く歇む。社人云ふ、往時は之を神聖の地とせし敢て猥りに用ひざりしを、後世村民その中にて物洗ふなきのことも憚らぬやうになるにつれて斯く冬涸るること、なりき、故に新に石欄を造らし、其の神聖を保たんとす。清水の上に椋の老木あり、樹齡六百歳以上のものといふ。

是の清水の北四五町の處田圃の間に湧泉あり、勅使清水といふ。是の水四時涸る、ここなし、或は此を以て眞の和泉と爲す。或は云ふ、是の水一名足洗の清水と稱す、神功皇后彼の清水あまりに清きを憚り、此の清水にてす、ぎたまひしなり。

深井

深井村大字深井字安村

野々宮の西數町、安村にあり、行基の閼伽井と稱せらる。今は石を以て之を蓋ふ、謂ふ之を除き去らんには洪水を致さん。或は謂ふ、字深井の外山忠三の宅内にあるものは眞の深井なり。蓋しこの郷名はこの井より起る。

兒井

北池田村大字伏屋

古記に、此の村唯一井、之を兒井と稱す見えたり。今は井泉數多あり、其の孰が是なるを知らず。

若樫の井

南松尾村大字若樫

舊誌に稱す、

若樫、此所弘法大師井水有、其所に樫の古木有ゆへに若樫村と云、此地二百五十坪、口碑に亦稱す、昔時村の中央に樫の大木あり、傍に深井あり、村名の由りて起る所なり。其の井と云ふ者部落の道傍に存す。俚語に云ふ、

名所名所若樫や名所、籠て水汲む篋で運ぶ壺に溜らぬ是や名所其の何の意たるかを知らず。

宿居川

大津町上條村の境

兩村の境上を流るし小川なり。相傳ふ、神功皇后此處に御船を著け給ひ府中に赴かせ給ひき。因にいふ、宿居川は也度韋と訓む、堺の宿院も神后に因みある傳説地にして、これは音讀す。讀み方によりて宿居、宿院殆んじやうに聞ゆ、二つの間に或る關係あらんか。

益鏡川

神石村

大鳥社流記に曰く、難波長柄豊崎廷、爲三陵所御覽二行幸石津川、御鞆件小川落入神鏡也、仍名爲益鏡小河也、土俗石津川を益鏡川と言ふとも言ひ、又上石津社のある邊を益鏡丘といひ、其の下に別にこの小川ありきといふ。

石の尾

南池田村大字萬町

萬町の西にあり、石の形獸の尾に似たり、僅に地上に露はる、古來靈物となす、而して其の靈なる所以を知るものなし、時々金光を見るに記せるものあり。童謡に曰く
ふり出で、色もこころなる石の尾や

苔のまに／＼光さすてふ

善福寺鐘

深井村大字深井字安村

寺は今真宗に屬す。當寺の鐘今は大和橋寺の有に屬し、銘に建治四年深井村善福寺鑄あり。建治四年即ち弘安元年にして今大正十五年を去るに六百五十八年なり。
按ずるに木崎好尙著攝河泉金石文には、是の鐘を泉北郡上條村廢善福寺舊物となせり。

萬代八幡宮の古鐘

四百舌鳥村字赤畑

萬代八幡宮古鐘(應安六年閏十月二日鑄造)今滋賀縣東淺井郡湯田村稱名寺にあり、高さ三尺、厚さ二寸四分、徑り二尺四寸、鐘の字數二百十七。その銘に據れば、仁平年中のものを、曆應二年に修補し、更に應安六年に鑄直したるものなり。大施主沙彌宗稟あるを領主大内家なるべしと云ふ者あり。この鐘、大阪の戦役中陳鐘に徵發せられ其の後轉々したるなり。

當國南北朝の時、概ね南朝の勢力圈内にありて、金石の紀年大抵南朝の年號を用ふるなるに、茲には曆應、應安なご北朝の年號の用ひられたるを見れば、當時恰も南朝の末帝後龜山天皇の御受禪に當り、南風大に競はざりしを徵すべし。

百舌鳥の精進

百舌鳥村

百舌鳥村には古來傳はれる奇異の風俗あり。其は百舌鳥の精進と稱し、正月三箇日間都鄙上下擧りて嘉肴を設くるに當り、此の村のみは精進潔齋肉食を禁じ今に渝はるることなく嚴重に行はれ全村背くもなし。其の起因は三問へば知るものなし、たゞ神社本記といふ古書に見えたりとて抜き書きせるを見るに、用明天皇の御世八幡大神の託宣に吾有本地聖身、大悲而不好肉食、住我郷人、正月自朔迄三日間、勿爲肉食、以齋食爲祝、若有侵者、必得惡病、厭以好死、
これにつけて又百舌鳥の雜喉寢といふことありき。精進三個日の間男女一室に聚寢す、而して決して鄙猥のこころなき。此の風のみは近年全く熄みにき。

信濃堂址

取石村大字土生

信太森の狐、土生村の信濃堂の前にて死にきといふ傳説一般に廣まり、古書にも記されたり。されど信濃堂といふもの現存せず、其の址だに傳はらず。今土生と信太村大字土生の間、小栗街道の西側に小墳あり、(地は信太村に入る)杉一株の下に古き石の轉がりたるはそれならんか。(信太村信太森神社の條參照)

兒松址

信太村大字信太山

上野原辻堂の邊にあること舊誌に見えたりも今其の處を得ず。この松に就いての傳説は、昔時奥州の順禮者此の地を過ぎ俄に出産して死す、是れその塚に植えし松なりと。或は云ふ、奥州の人某が子父の仇を求めて此處に至る、仇人之を返り討ちにせんす、其の子餓死せる體を裝ひ塚を築き姿を變へて遂に仇を打ち殺しき、皆信ずるに足らざる俗談なるべし。

し。されど延寶の檢地百二十坪除地たりき。

當 摩 岸 國府村大字小田

舊記に云ふ

小田村、此村より二丁西北に當摩岸云有り、三好筑前守石塔有、兩夜火出東へ飛行、其形芦毛馬の鞍の大なり、所の僧中念佛を吊云も、不止五倫に題首有、故隣里に和氣村妙泉寺出法華を以吊ければ右の五倫妙泉寺え引取今に在之右の當摩岸云ふ處、里人に知る者なし、一故老に尋ねて纒に之を得たり、實に村の西北二丁の處にあり。今は全く田野なり。そこに古碑ありきこの傳説あり告ぐ、又昔時貴人の居りし處なり聞云ふ、けに由ありげなる地なり。本郡上神谷村の鉢が峰寺の舊記に、同寺の四至も記して、西當摩岸を限るあり、名ありし地なること知るべし。(妙泉寺并に玉井山莊の條參照)

賴 光 塚 美木多村大字別所

法華寺の西にあり。高さ十五六尺、廣さ十坪餘のもの二あり。源賴光寶刀塔書せる碑あり。傳説にいふ鬼も稱すべき凶徒此の山間に立籠る、賴光來り攻め滅し其の刀を此處に埋む、地名に鬼ヶ原、鬼ヶ平云ふもの今に存す。

阿 彌 陀 原 南池田村大字萬町

部落の西北端にあり、南北二町東西二十三間の地なり。相傳ふ池田郷山林に毎夜光明赫々たり、阿闍梨尊持念せるに阿彌陀の講像松の枝に懸れり、實に建治三年丁丑九月十日なりきぞ。今は普通の耕地たり。

雷 井 郷莊村大字桑原

西福寺境内にあり。俚俗相傳ふ、昔此の井に雷落ちけり昇らんとする所を人寄り集り井の上に蓋を覆うて雷をせむること稍々久し、雷大に苦み誓ひて曰く、永く此の地に落ちず、因りて之を宥しやりぬ。爾後雷の落つることなし、雷鳴のこき桑原々々唱へて之を被ふは之に由る。

鬼 臼 南横山村大字父鬼同大字大野

和泉誌に
神臼有二、一在父鬼村、一在大野村、傳云、昔有僧、移之寺、徑宿、血滿其中、仍移舊所、復淨如洗、名所圖會も此の説を承く、
村役場の調査報告に據れば
今其の處を求むるに、父鬼字中定の附近、俗に鬼碓オニカラウス稱ふ水深二丈餘ある淵の傍にあり。又大字大野の一本橋の下流鬼碓稱する淵の傍にあり、此二なるべし。其の周圍六尺、深二尺、何れも大同小異なり、今存す。

實地を檢するに、二者共に父鬼川の深潭なり、父鬼のものは、田舎町街道に沿ひつ、あれど斷崖千尺離樹搖綴し其の下遙に潺湲を聞くのみ。大野のものも、亦兩岸竹樹簇々岸壁削るが如し、其の上に住む者相戒めて近つかず、故に其の實物を窮めたる者なし。蓋し別に物あるにあらずして潭石の凹處、臼の形をなせるものなるべし。和泉志の記事疑ふべし。里人云ふ、大野の上流に鬼を封じ込めたる洞穴あり夏日水減する時纒に近づくべし。

桃坂峠

南横山村大字父鬼南松尾村大字春木川の境上

俗に傳ふ、父鬼の谷桃樹多し、桃は鬼の怕る、所故に之を植うこ、今は必ずしも然らず。大字父鬼に桃阪峠といふあり、往時桃樹多かりしを以て斯くや名づけ、ん、今は李樹多し、其名残にや。

梵字ヶ原

東陶器村

大字岩室の山中に在り、高倉寺を距る東南十町許。一山の中腹盆地周圍約十間、松樹の間小笹生じ茂り、唯梵字をなせる溝には草木生せず、溝の深さ約一尺、落葉に埋れて舊態明ならず。是は弘法大師登山の時杖にて掘りつけしものが、千年を経て依然存するなりとぞ。

御茶山

西陶器村大字高藏寺

高倉寺の西北八町許にあり。相傳ふ、豊公當國を巡視し是の山に登り茶を喫す、故に御茶山と爲す。邑主小出氏茲を遊覽地と爲し、彌頂亭を構ふ、山の名は蓋し此に因るなり。眺關頗る闊く登臨に佳し。

菱城邑人鹿父

鶴田村大字菱木

菱城邑人鹿父 日本書紀仁賢天皇の條に六年秋九月己酉朔壬、遣日鷹吉士、使高麗召巧手者、是秋日鷹吉士被遣後、有女人、居于難波御津、哭之曰、於母亦兄、於吾亦兄、弱草吾夫、何恰矣、哭聲甚哀、令人斷腸、菱城邑人鹿父聞而向、前曰、何哭之、哀甚若此乎、女人答曰、秋葱之轉雙、納可畏惟、鹿父曰諾、即知所言矣、有同伴者不悟其意、問曰何以知乎、答曰難波玉作部鯉魚女、嫁於韓白水郎、生哭女、哭女嫁於佳道人山寸、生飽田女、白水郎嘆與其女哭女

曾既俱死、住道人山寸、上好王作奇鯉魚女、生飽田女、於是飽田女從日鷹吉士、發向高麗、由是其妻飽田女徘徊顧戀、失緒傷心、哭聲尤切、令人斷腸。こ見えたり、こ、に菱城邑こあるは今の菱木なるこ疑なし。

宮里

南池田村 横山村

泉州志に國分村平井村黒石村宮里とせり。今に斯く稱ふるこあり。又大字國分の小字に宮里の名を存す。この地横山村に接す。横山村の大字に下宮佛並(即ち上宮)あり、是れ男乃宇刀神社より起れる名にして、宮里の名も此より起り、國分邊より横山の一部へかけての稱ならんかこも思はる。要するに廣くも狭くも負はせしなるべし。一説に宮里は光明皇后宮の御郷里ならんこも、皇后の御乳母の家地ならんこもいふは皆推量ののみ。

宮里の名古く見えたり。泉州志に曰く

宮里四郎左衛門、正平年中和田和泉守之旗本也、見久米多寺藥師寺古證文、

史學雜誌に左の文書を載せたり。

和泉宮里保爲美濃國五箇郷替所被寄附玉鳳院也早被領掌者天氣如此仍執達如件

永和四年三月廿日 左中辨(日野仲光)

妙心寺授翁上人禪室

父鬼村

南横山村大字父鬼

本郡横山、南横山の地方には夜叉に關する俗傳多し。謂ふ、父鬼は鬼の父の居りし所、河内の鬼住(南河内郡川上村大字鬼住)は鬼の母の居りし所、横山村大字九鬼の如き、南横山村の鬼白の如き、桃阪峠の如き、皆鬼に關する傳説を有せ

ざるはなし。蓋し此邊は和泉國の絶境にして開化の最も晩かりつれば、他の地方よりは鬼の住所のやうに思ひ做されしか。(桃阪峠、鬼臼の條参照)

我孫子

穴師村

泉州志に下條郷の名を擧げ、且つ之を和名抄なる下泉郷と同視せるは、果して當を得たるか。(上條村の條参照)同書又下條郷を一に吾孫子莊と呼ぶは、今今の穴師村下條大津に當てたり。今現に大字吾孫子あり。按ずるに姓氏錄未定雜姓に、「和泉國我孫公、豊城入彦男倭日向八網田命後者、不見」と、同攝津國にも我孫あり、(同系なり攝津國神別なる我孫は別系なり、栗田氏は、我孫は地名にあらず職を以て氏に負へるものとし、内膳式に造雜味塩魚二十石六斗(和泉國網曳所造也)云々、又凡山城、河内、攝津、和泉等國江網曳御厨所請備丁江三十人網曳五十人」など見えたる網曳をいふ氏には阿比許といへり論ぜられ、且つ我孫は攝津にもあれ和泉國なるどもなるべし述べらる。

高石

持統天皇紀、三年秋八月、辛巳朔丙申、禁斷漁獵於攝津國武庫海一千歩内、紀伊國阿提郡那着野二萬頃、伊賀國伊賀郡身野二萬頃、置守護人、准河内國高脚海。

右の高脚は今の高石なること明なり、當時和泉國は未だ分離せず。

續紀、稱徳天皇天平神護二年十二月、乙酉、和泉國人外從五位下高志毗登若子麻呂等五十三人、賜姓高志連。姓氏錄、和泉國諸蕃古志連、文宿稱同祖王仁之後也。

右高志連、古志連は同一姓なるべし、されば姓氏錄の古志は當に高志に作るべしといひて之を高石に引きつくるもあれば、又高志毗登の高志は當に古志に作るべしといふものもあり、靈異記に「僧行基、越史(越は即ち古志)とあるを、

釋家官班記に「行基和泉郡大鳥郡高志氏」といふが如く、古志高石は古來異同の論紛々たり、今姑く斷案を下さじ。

高石の沖、磯より數町距りたる處に大鳥神社渡御の輿臺あり、水面下に在り、干潮の時は認め得べし。高石てふ稱は是より起るに誠しやかに言ふ人あり、之を否定する人もあり、かゝる説は昔より有りたり。即ち泉州記一本にいふ、此浦の沖高石有、地震に崩、今は六七尺下に有、高師の濱は此所なり。田樂法師の事全堺詳志に見えたり、左に記す。

每歲五月二十八日住吉神田の苗を植うるの神事あり、是を御田植といふ、此日妓女五人乳守より往いて勤むる舊例なり、又田樂法師といふ者あり、泉州高石村より往いて勤む。

信太郷

和名抄和泉郡信太郷訓臣太

後世信太、信田、篠田、又小竹田等の字を用ひて志乃太と訓む。古來信太郷あり、今信太村あり。

姓氏錄和泉國諸蕃に信太首、百濟國人百午之後也とあり。信太は古より名ある地なり、萬葉集に見えたる小竹田男又知奴壯士あり、古今著聞集に鎌倉前右大將賴朝五智光院に參られし時、庭弱の尼一人出で來り、和泉なる相傳の所領人に押領せられしことを愁訴しければ、我が持てる扇は

いつみなる志のだの森のあま鷲は

もこの古枝にたちかへるへし

こかき、三浦義連に判くはへさせて、もこの如くかの尼に所領せしめられしことあり。近頃或る人のかたきたるを見るに建久六年殿來の老尼源賴朝四天王寺參詣の際、蔓田池(今の鶴田池)流下田面平氏に没收せられしことを訴へしに、賴朝之を憐み三浦義連をして舊の通り免許す、其の歌に

和泉なる志のだの森の尼鷲は

もこの古集に立ちかへるべし

ごあり、是れ據ありてにや。

宇多 大津町大字宇多大津(?)

熊野御幸記十月六日の條に

歩入平松新造御所(中略)今夜宿大泉庄九條宇多庄有八寶朝臣領狀共不見來尤以不便三間萱葺屋風冷月明、こ。

平松(伯太村南王子村)の邊の御駐輦に從臣今の宇多大津に宿るこせば、少し隔り過ぎたるを感ぜん。惟ふに舊幕の頃にも馬瀬板原をも宇多庄の中に加へたれば、其の上は更に汎き稱なりけんも亦知るべからず。

姓氏錄和泉國皇別膳臣宇大臣松原阿倍朝臣同祖大鳥膳臣等并大彦命之後也。この宇大はこの宇多の地に因めるなるべし。膳臣の故地を傳ふる處も本郡に在り。(南松尾村膳部尾の條参照)

上條

泉州志に、上條郷の名を擧げ、千原村、森村、二田村、助松村、兩曾根村、池上村、伯田村、府中村を註す、按ずるに、和名抄に上泉郷ありて上條郷なし。石橋氏は兩者を同一と思惟せり。蓋し上條、下條は條里の名にして、南條、北條、一條、二條の類なるべし。現に隣村に下條大津あり。上泉下泉は正しく郷名なり。近年上條村建て助松、千原、尾井、千原、森、綾井(此の綾井は土地ありて民戸なし、取石村大字綾井とは別なり)南曾根、北曾根の總名す。

二田 助松村

神代に二田連といふ神あり、又孝德天皇の御代に大臣蘇我倉山田石川麿の頸を斬りし物部二田造監といふ人あり、この

二田といふ地に關係あるやうに思はる。そは舊事記に、神饒速日命天降ります時供奉せし五部人の中に物部造等の祖天津麻良あり、同じき五部造の中に二田造あり、大庭造あり。而して之を姓氏錄に對照するに、和泉神別に神饒速日命の後なる韓國連あり、同じき曾禰連あり、天津麻良命の後なる大庭造あり、大庭、曾根(即ち曾禰)韓國の地は今に相接してあり、是れ意味なしとせず。

輕部郷 大津村忠岡村

和名抄、和泉郡輕部郷訓加留倍

泉州志は上馬瀬村、北出村、高月村、肥子村、井口村、小田村、和氣村の地を爲し、下條大津村及び吾孫子莊を下泉郷とす。さらに大日本地名辭書は、今の忠岡大津の地を輕部郷に當つ、其の説に曰く、

姓氏錄「和泉國皇別、輕部、倭日向八綱多之後也、雄略天皇御世、獻加里之郡、仍賜姓輕部君」これによれば此地舊名加里なるべし、古事記遠明日香宮卷云「御子爲木梨輕大子御名代定輕部」こある、輕の名も此地によるか、大和高市郡にも輕の地あり、又古事記神代卷に「大年神娶天知迦流美豆比賣」こある、加流美豆は輕之津の謂にや、即此地なるべし。

輕部郷は尙ほ研究の餘地あるべし。

大津 大津町

舊の下條大津、宇多大津の二村を併せ、今大津町と稱す。土佐日記なる小津はこの大津なるべし。土佐日記は紀貫之延長八年を以て土佐に下り承平四年任滿ちて都に還る時の日記なり。其の中當地方に關せる條を左に擧ぐ、

二月五日、けふ辛くして和泉の灘より小津のこまりをおふ、松原めもはるばるなり、かれこれ苦しければ詠めるうた

ゆけこなほ行きやられぬはいもがうむ

をつの浦なるきしの松原

かくいひつゝくる程に、船こく漕げ、日のよきに催せば、楫取船子にもいはく、御船より仰せ給ふなり、あさぎたの出で來ぬさきに綱手はやひけ、こいふ、この詞の歌のやうなるは、楫取のおのづからの詞なり、楫取はうつたへに、われ歌のやうなる事いふにもあらず聞く人のあやしく歌めきてもいへるかなきて、書きいだせば、實に三十一文字あまりなりけり、今日浪なたちそ三人々終日に祈るしありて、風浪たゞず、今し鷗むれ居てあそぶ所なり、京のちかづくよろこびのあまりにある童のよめる歌
いのりくる風間と思ふあやなくに

鷗さへだになし見ゆらん

こいひて行く間に、石津こいふ所の松原おもしろくて濱邊多し又住吉のわたりを漕ぎ行く。

又菅原孝標の女は有名の才媛なり、其の著、更科日記に當地方に關せる記事あり。其の兄定義が和泉守なるを尋ねて來りしならん、即ち

さるべき用ありて、秋ごろいづみに下るに、(中畧)冬になりてのほるに、おほつこいふ浦に舟に乗りたるに、其の夜雨風いはも動くばかりに降りふきて、神さへ鳴りて轟くに、波の立ち來るおこない、風の吹きまぎひたる様、おそろしけなるこも、命のかぎりぞ思ひまぎはる、岡の上に舟を引あげて、夜をあかす、雨はやみたれ風なほ吹きて舟出ださず、行へもなき岡の上に、五六日をすぎず、からうじて風いさ、か止みたるほご、舟のすだれ巻きあげて見渡せば、夕しほたゞ満ちに満ちくる様もあへず、入江の田鶴の聲をしまぬもをかく見ゆ、國の人々あつまり來て、其の夜この浦を出てさせ給ひて、石津に着かせ給へらましかば、やがて此の御舟なごり無くなりなましなさいふ、心ほそうきこゆ、

荒る、海に風より先に舟出して

石津の波こ消えなましかば

泉州志に曰く

田樂法師三人、後古在大津村、毎歲春日住吉祭禮勤伎藝、
こ、此の事何時の世にか絶えぬ。

日本書紀に、應神天皇難波に幸し給ひし時、妃見媛が願をかなへて吉備へ歸し給ひ、大津より船出せし事見ゆ。又仁徳天皇は皇后が紀國より還りて難波濟に到り給ひしを大津に幸して迎へ給ひし事見ゆ、是等の大津は和泉の大津にあらずるこも論なし。

穴 師 穴師村

姓氏録和泉國皇別穴師神主云々(泉穴師神社の條参照)今、豊中、板原、我孫子、穴田、池浦、虫取、宮の舊村を併せて穴師村を置く。一説に云ふ、穴師は西北の風を謂ふ、この邊は和泉國府の乾位に當ればしかいふこも、是れ従ふべからず。西北の風をこそしか言はめ、乾位を言ひ難し。誠に大和なる穴師の里(穴師神社のある所即ち磯城郡纏向村)を検するも大和國府の成亥にはあらず。

日本靈異記に、和泉痛脚村(穴師に痛脚の字を用ひし例少なからず)のもの烏を求め彈き煮て食ひし報にて、天平勝寶六年春三月に郡内山直の里にて生きながら地獄の苦を受け、良久しくして蘇り起ち痛足こ呻けるこもを叙ぶ、其の事荒誕なれども、是の地古くより著はれしを見るべし。

上 泉 郷 國府村等

和名抄、和泉郡上泉郡 訓加美都以都美、國府の所在地なるべければ、今の國府村より伯大村王子村邊へ亘りたる地ならん。

和 氣 國府村大字和氣

姓氏錄、和泉國皇別に「和氣公、犬上朝臣同祖倭建尊之後女」云、今の大字和氣は其の居地なるべし。其の氏人の史に見えたるは、續日本後紀に、

仁明天皇承和三年二月、戊寅、和泉國人遣唐使准錄事縣主益雄文、散位文貞等賜和氣宿禰、又改本居、貫附右京二坊

和氣に田所大郎右衛門といふ豪農世々庄屋たり、彼は當時の法度たる不受不施派の信者たること發覺し、江戸に檻送せらる、時に天保九年なり。頓て牢死し、さしもの舊家もそれが爲め甚しく衰ふ、子孫現に在り。(郷莊村日相の碑の條参照)

黒 鳥 伯太村大字黒鳥

元弘三年六月四日、護良親王、宮内丞爲成(姓欠々)に和泉黒鳥村を領せしめらる。(大日本史料)
(脇文書)和泉國上泉郷梨本里内黒鳥村、所被宛行宮内丞爲成也、可令存知者、依將軍家仰下知如件、

元三年六月四日

左 小 將

右の文書に依り、この邊が和名抄なる上泉郷なるを知るべし。因に大字池上に村社上泉社ありき、互に相發明すべし。

石 津

和名抄に「石津郷、訓以之都」云。石津村は文祿年中、上石津、下石津に分離し、上石津は今神石村に屬し、下石津村は今濱寺町に屬す。姓氏錄に「和泉國神別石津連、天穗日命十四世孫野見宿禰之後也」、菅原爲長の記に「和泉國毛須、深井、草部、土師、向井、鹽穴、高石、菅家氏神天穗日命以來上舊領也」云ありて、石津の名は見えねき、周圍の郷莊其の所領なるより見れば、この地方も亦其所領なりしならんか。

石津てふ名稱の起源につきては、泉州志に、蛭兒命、五色神石を携へて着きたまひしに起る云し、大鳥社流記には「稱大鳥於伊岐官、石津者難波長柄豊前朝廷之御願、伊岐宮造料從濟岐國運置津也、仍名則當知古昔營構宏大壯麗也」云。太平記に正平二年楠木正行住吉合戦を叙する中に、

十一月二十六日の曉天に五百餘騎を率ゐ先づ住吉の敵(山名伊豆守時氏)を追出さん云石津の在家に火を懸けて瓜生野(今の遠里小野)の北より押寄たり。

應永記に、大内義弘、堺に據り將軍足利義滿の出動を聞くや、「其の日は石津に出で北に向ひて禮をなしける云かや是迄は君臣の禮相残り云衰にこそ覺ゆる」云あり、京都に向ひて拜辭するに石津に出づるは地勢上訝しく思はるれき、避君三舎の意にや。續日本紀に「孝謙天皇天平勝寶元年十月丙戌无位石津王授從五位下」云あり。舊記或はこの石津王を野見宿禰の後裔なき言へるは妄なり。臣民の子孫が王と稱することある。或る書に、石津王は智努王と同じといへり、智努王は齊明天皇の御父茅渟王を指すにや、時代復に異れり。紀貫之の土佐日記菅原孝標女の更科日記に、石津のこ見ゆ、こは大津町の條に合せ記す。

踞尾村

當村は、豊臣秀吉公の時より堺の社領寺領とせられ、徳川氏舊領に仍り、以て明治元年に及べり。即ち左の如し、

西本願寺掛所領	二百八十一石四斗七升
菅原神社領	二百二十石
南宗寺領	百十石
開口社領	八十石
禪通寺領	六十石
北十萬領	五十石
旭運社領	四十石
海會寺領	三十石
大安寺領	二十九石五斗
顯本寺領	二十七石
經王寺領	二十六石
極樂寺領	二十石
金光寺領	十九石
光明院領	十八石
引接寺領	十石三斗
櫛笥寺領	一石一斗

向井神社領 九十石

大鳥郷 鳳村

和名抄に大鳥郡大鳥郷訓於保止利、大鳥村の名古より傳はる、近頃鳳の字を用ひて村の名を建つ。

地名の起因は、大鳥流記の記す所在左の如し、

昔、白鳳自天飛降于製峰、過會福松原、翔于當藏山殿木森稻村大野、凡此邊曰清鳥大鳥國、後改名大鳥郡。姓氏錄に「和泉國大鳥連、大中臣同祖、天兒屋根命之後也」あり。この氏人の國史に見えたるは、聖武天皇紀に正六位下大鳥連大麻呂あり。

大鳥の名古し、さらに泉州志に大鳥一曰大鳥居村也、村中有大鳥居、故爲名、是れ大鳥の名の起因を説くものこそば従ふべからず。

金剛寺文書の中、大鳥莊に關する南帝の繪旨、左の四通あり、

- 一、後醍醐天皇延元二年四月二日、大鳥莊領家職を御祈禱料所として金剛寺に知行せしめたまふ繪旨、
 - 一、後村上天皇正平九年八月十二日、大鳥庄内安久利春兩名に於て方々の妨を停め管領を全ふせしめたまふ繪旨、
 - 一、同九年八月二十一日、新待賢門院(天皇の御生母藤原廉子)の令旨に任せ門院領大鳥庄の金剛寺知行を安堵せしめたまふ繪旨、
 - 一、同年十月一日、大鳥庄朝用分料所を罷め結縁灌頂料として金剛寺に知行せしめ給ふ繪旨、
- 右によりて當庄が南帝統治の下に國母の所領に屬し天野山の知行たりしを知るべし。

蜂田郷 八田莊村

和名抄「大鳥郡蜂田郷、訓波知多」、今は半陀ニ呼びす蜂田姓のもの多し、姓氏錄に、和泉國神別蜂田連、大中臣の同祖、天兒屋根命之後也ニあり、此の族人の史に見えたるは、清和天皇紀、和泉國大鳥郡民部少錄正七位蜂田連瀧雄なり。

姓氏錄諸蕃、蜂田藥師、出自吳王孫權王之後也、同諸蕃、蜂田藥師、出自吳國人都久爾理久爾也、この二姓は別族にあらざるべし、藥師は醫を云ふ、其の職業を姓ニせるなり、是の族の女系より行基を出せり。其他仁明天皇紀に和泉國人蜂田藥師文王、同姓安遊あり、光孝天皇紀仁和元年に典藥大屬蜂田岑範あり、典藥の職を奉ずるを見れば、蜂田藥師姓なるべきか。

日部郷 鶴田村

和名抄「大鳥郡日部郷、訓久佐倍」、姓氏錄「和泉國皇別、日下部首日下部宿稱同祖、彦坐命之後也」又「日下部、日下部首同祖」、彦坐王は開化天皇の御子なり、其の裔日下部姓の人國史に名の出てたる甚だ多し、蓋し諸國に蔓延せしなり。延喜の兵部式に諸國驛傳馬を擧げて云ふ。

和泉國驛 日部、呼喚、各七疋
當時繁榮の地なりしニ察するに餘あり。現時部落のある所は槇尾街道には當れニも、熊野街道に外れたり。この街道もニは當村より原田に通じたりしを、近世長承寺より富木に向ふやうに變りたるなりニの説あり、或は然らん。

日部今は草部の字を用ふ、但し神社のみは日部の字なり。

和田郷 久世村、美木多村、北上神村

和名抄「大鳥郡和田郷、訓爾木多」和田郷は今の久世村、美木多村、北神上等の地に當る。今久世村に大字和田あり、和の字を音讀す。

姓氏錄、「和泉國神別、和田首神かみひすび魂命五世孫、天道根命之後也。

同、和太連大中臣朝臣同祖、天兒屋根命之後也。

右の和田和太俱に爾木多ニ訓むべし。この氏人國史に見えず。

後世この地方に南朝の忠臣和田氏起りぬ。延寶の檢地帳に和田の先祖は神魂命の五世孫天道根命の後なりニあり、正傳にや。

美木多

和名抄なる和田郷は爾木多ニ訓むべきを、後世和の字を音に田を字を訓によむニこニなり。又爾木多ニ訓み來りて新村に命じぬ。かくて美木多ニ和田ニ（久世村の大字）ニ別地の名ニなりき、誰か知らん、今の美木多、久世、北上神、上神谷の諸村皆右の和田郷の地なるを。（久世村の條參照）此の邊を美木多ニ稱へ來りしは頗る古き事に屬す。和田文書大楠公の國字牘に、この地を、みきたニ假名書きたるがあり。南朝の中臣和田の氏は、和田郷の名より起りしニこニ、又この地が其の根據地なりしニ論を俟たず。和田文書中、和田文書中和田庄に關する元弘三年の繪旨翌年の安堵狀あり、大楠公の書牘あり、當時和田修理亮助家の所領たりしを知るべし。金剛寺文書に當庄に關する南朝の繪旨四通あり、こニに金剛寺の知行ありしニこニを徵すべし。同文書に又和田正時楠木正儀等の當庄に關するもの頗る多し、斯の地が如何に南朝に縁

故深きかを知るに至る。

大字上ミ大字檜尾ミに和田の裔ミ稱する舊家あれきも、二百年以上のものは全く存せず。

池田郷

北池田村、南池田村

和名鈔「和泉郡池田郷訓以介多」、姓氏錄「和泉國皇別池田首、景行天皇皇子大碓命之後也、日本紀漏」、

池田郷は池田首の居地なり、近來南池田、北池田の兩村を建つ、南池田村大字萬町の舊家、伏屋氏は大碓命の後裔ミ稱す。

坂本郷

郷莊村

和名抄「泉郡坂本郷訓佐加毛止」姓氏錄、和泉皇別「阪本朝臣、紀朝臣同稱、建内宿禰男紀角宿禰之後也、男白城宿禰三世孫建日臣、因居賜姓坂本臣」、日本紀合、

日本紀、天武天皇十三年十一月、甲戌朔、坂本臣賜姓曰朝臣、

續日本紀、光仁天皇天應元年六月、戊子朔、和泉國和泉郡坂本朝臣系鷹等六十四人、賜姓朝臣、

續日本後紀、仁明天皇承和三年三月丙午讀岐國人右少史正七位上坂本臣鷹野請除讀岐之籍帳復和泉舊墟許之、其去就具于古記、

庚戌、左大史正六位上阪本臣鷹野等十三人改臣賜朝臣建内宿禰男紀男宿禰之後也

阪本の氏人國史に散見するもの右の如し、本村は實に其の本店たり。後世郷莊ミ稱し、坂本を大字の各に留む。近時新に郷莊村を置く、雄略天皇紀に天皇根使主の當國に據れるを誅したまへる條に「根使臣之後爲阪本臣自是始」ミあり、其の本貫は此處なり。

康國

北松尾村大字唐國

大字唐國は韓國氏の居地なり、韓國氏のここ古典に見えたるもの左の如し。

姓氏錄、和泉國神別韓國連、采女臣同祖、神饒速日命六世孫伊香我色雄命之後也、武烈天皇御世被遣韓國復命之日、賜韓國連、

續日本紀、延曆九年十一月壬申外從五位下韓國連源等言、己等是物部大連之苗裔也、夫物部連等各因居地行事別爲百八十氏是以源等先祖鹽見、以父祖奉使韓國故改物部連、爲韓國連、然則大連苗裔、是日本舊民、今號韓國還似三韓之新來、至於唱善、每驚人聽、因地賜姓古今通典、伏望韓國二字蒙賜高原依請許之、

識者云ふ、父祖の功業を忘れ、韓國の名を忌むるここあままし。高原は河内和泉なこの地名なるべけれ其の所詳ならず。韓國今唐國に作る。この邊は南北朝の時戦争のありし處なり。(横山村の條參照)

膳部ノ尾

南松尾村大字春木

大字春木の北方に曳きたる山の尾を里人膳部の尾ミ稱す。松樹繁茂す。舊志に云ふ、是れ膳臣の居地なり。膳臣は姓氏錄に和泉國皇別、膳臣、宇太臣松原朝臣同祖、大鳥膳臣等并大彥命之後也ミあるものは是なり。

松尾寺記拾遺に云ふ、

四所明神神護景雲二年丁未鹿鳴明神自常陸州、遷和之三笠山、憩息於此、奉迎獻雜掌、并供、蘋蔡繁清泚遺儼爾、俗稱其他、曰出合衛、曰膳部尾、

出合衛は春木ミ内田ミの境上にあり、又膳部尾に接して搔餅出ミいふあり。是れ爾時搔餅を製して獻供せし跡ミぞ。

山 瀧 村

内畑大澤の二大字を併せて今山瀧村と稱す。是の地も南郡山直郷なりしに(式内山直神社は現に内畑にあり)何時の頃にか和泉郡に入り、今も泉北郡に屬す。自然の地勢は泉南郡に屬せり。山瀧の名稱は山直の山と牛瀧の瀧とを合せしものならんか。山直郷の事、久米田寺文書に見えたり。

土 師 郷

百舌鳥村

和名抄、大鳥郡土師郷、訓波爾之、元百舌鳥村一帯の地を云ふ。今東百舌鳥村に大字土師あり、波辭と訓す。姓氏錄和泉國神別に、土師宿禰、秋篠朝臣天穗日命十四世孫野見宿禰之後也、土師連同上あり。

土師は頗る舊族なり。其の國史に初見したるは、書紀神、代卷に、正哉吾勝速日天忍穗耳尊、次天穗日命、是出雲臣土師連等祖也とあり。垂仁天皇紀に、野見宿禰が出雲國の土部の喚びて土偶を造り殉死に代へん建議して叡感に預り土師臣の姓を賜りしこは世の遍く知る所、是土師連等主天皇喪葬之縁也とあり。雄略天皇紀に、土師連小鳥といふが紀小弓の冢墓を和泉の田身輪邑(今の淡輪)に作りしこ見え、孝德天皇紀には、天皇の長柄豊崎の宮に崩じたまふや百舌鳥土師連土德濱宮の事を掌り奉りしこ見ゆ。

思ふに百舌鳥野一帯の地がすべて兆域の觀をなすを見れば、野見宿禰の子孫此處に居を占めて世々之に従事せしなるべし。雄略天皇紀に據れば、土師氏は喪葬の外に朝夕御膳を盛るべき清器を造りし事あり。思ふに百舌鳥に接近する地方山野到る處に陶器の破片狼籍し、俗に之を行基の製出とす者或は土師部製陶の遺物ならんか。近世まで續きたる八田莊あたりの赤焼と稱するは、其の面影の残れるならんか。

この土師姓の女系より、桓武天皇の御生母、贈皇太后新笠姫出でましけり。新笠姫姓は和氏贈正一位高野朝臣乙繼の御女、

百濟國都慕王十八世の孫武寧王の後なり。御母は贈正一位大枝朝臣眞妹にまします、大枝臣は即ち土師氏なり。土師氏には惣て四腹あり、中宮の母家は毛受腹なり、これに大枝朝臣を賜ひ、其の他は或は秋篠朝臣、或は菅原朝臣に従へよの詔あり。此頃此一族厚き恩典を蒙りにき。大枝後に大江と改む。大江、菅原の兩氏は、平安朝の二大星なり。それが本姓は土師なり。

毛

須

百舌鳥村

毛須又毛受萬代に作る、今は専ら百舌鳥の字を用ふ。其の毛須と毛受とは字音を當てしなり。萬代の字を用ふる所以は、泉州志に、中世萬代氏在此邊、領毛須庄、故稱之毛須殿爾來俗誤以方代爲毛須と。大日本地名辭書には旗野氏の説を引きて、此の地皇陵多く漢籍に天子壽藏を萬代城と云ふに倣ひ、之を毛受と訓むなりと言へり。

百舌鳥は古の土師郷の地なり。今之を西百舌鳥、中百舌鳥、東百舌鳥の三村に分つ。西と中とは地勢相接するを以て、近時聯合して村役場を設く。

百舌鳥と云ふ名の起原は、日本紀に詳なり。仁德天皇紀に二所までも見えたり。

四十三年庚子朔依網、屯倉阿弭古捕異鳥、獻於天皇、曰臣每張網捕鳥、未嘗得是舌之類、故奇而獻之、天皇召酒君、示鳥曰、是何鳥矣、酒君對言此鳥之類多在百濟、得馴而能從人、亦捷飛之掠諸鳥、百濟俗號此鳥、曰俱知、是今時乃授酒君、令養訓、未幾時而得訓、酒君則以章鳥、著其足、以小鈴著其尾、居腕上、獻于天皇、是日幸百舌鳥野、而遊獵、時雌雄多起、乃放鷹令捕忽得數十雉、是月甫定鷹耳部、故時人號其養鷹之處、曰鷹耳部也、六十七年冬十月庚辛朔申申、幸河內國以定陵地、丁酉始築陵、是日有鹿、忽起野中、走之人役民之中而仆死、時異其忽死、以探其瘻、即百舌鳥自耳出之飛去、因視耳中、悉咋割剝、故號其

處、曰百舌鳥耳原者、其是之縁也。
夫木集に

公 氏

をしかはのあしをのくちを引すゑて

百舌鳥野の御狩始ごぞ聞く。

百 濟 西百舎鳥村大字百濟

姓氏錄に和泉國諸蕃百濟公出自百濟主酒王之後也見たり。酒君が放鷹に陪せし事は、日本紀に見えたり。それより其の子孫この百舌鳥野に居を定めしものか。續日本紀仁明天皇承和六年八月の條に「戊寅、改加賀國人正六位上百濟公豐貞本居、貫附左京四條三坊、豐貞先生百濟國人也、庚午年被貫河内國大鳥郡以乙未年、被貫加賀國江沼郡」あり。百濟公年代遠く隔りたるを以て遺址及び傳説あることなし。

百濟湯 神功皇后此の井水を汲みて應神天皇の御産湯こなし給ひし言ひ傳へ、又其の湯を小山に捨てたまひしてその小山を湯の山と稱す、(百舌鳥野古墳の)この水諸病殊に皮膚病に効ありて來浴するもの往々あり。
百濟供養塔 村外にあり、板碑式なり、慶長九年の紀年あり。

深 井 郷 深井村

和名抄、大鳥郡常淺郷淺爲深井訓不加井。

常淺の訓詳ならず。常陵にて登古袁加訓むかこの説あれど、それ思ひ當る地名なし、又等乃伎訓みて今の富木に當てんとする説もあり。

上 神 郷

和名抄、「大鳥郡上神郷訓加無都美和」、古來上神の字爾和訓ず。町村制實施の際、南上神、中上神、北上神の三村を建てしが、後ち中と南と合して上神谷村にはだにと稱せり。

姓氏錄和泉國神別に「神直、神魂命五孫生玉兄日子命之後也」あり。神直の神は加美と訓むべしこの説もあれど、舊説のま、美和と訓みて然るべきか。郷の名は是れより起れるなるべし、爾和と呼ぶは其の轉訛ならん。
觀心寺文書に

觀心寺申、河内國大庭關爲敵陣之間、可被移中振之由事、任去月二十八日御教書、今月八日御下知之旨、可被沙汰居寺家雜掌於彼在所之狀如件

建德二年三月九日

左衛門少尉 (花押)

上神九郎左衛門尉殿

右の上神九郎左衛門尉は南朝方なり、當村大字豊田の住人なり。大日本史、橋本正高傳に「天授六年正高與山名氏戰於和泉死之、上神、下村、毛穴、磯部、櫻井等諸士盡鬪死」あり、右の上神は九郎左衛門尉にあらざるか。

大 村 郷 東陶器村、西陶器村

和名抄、「大鳥郡大村郷訓於保無良」、現時東西陶器村の地なり。姓氏錄に「和泉國神別大村直、紀直同祖(神魂命)大名草彦命男、根彌都彌命之後也」あり、大村直の郷地なるべし、村に式内陶荒田神社あり、一に大村天神と稱す、その神宮寺たる増福寺は一に大村寺と稱しき、皆此の地名を負へるなり。

陶 東陶器村、西陶器村

東西陶器の地は上古に陶邑トウ稱し、後に陶邑トウ稱し來れり、舊く陶器を製せしより起りたる名なり、今も此の村より近村に及びて陶器の破片山野に散亂す。俗に行基燒トウ稱し、行基の親ら燒きしものトウなす。且つ其の形の完全なるは極めて少く、大抵は破片又苦麻のものなるを見て、乃ち稱す是れ燒き損ねたるを棄てしなり其の陶器は祝部、土器なり。開窯は行基以前に在るトウ明なり。

延喜式に擧げたる和泉國の調左の如し

蘭笠六枚、蘭筒十合大五合、小五合。

陶池由加三口。罌二口。理百十口。

罐百卅二合。由加十六口。脚短坏八十六口。

酒壺八口。筥坏廿六口。多志羅加十二口。大山罌八口、叩筯七十七口。水瓮九十二合。大の罌十二口。洗盤廿口。中

の罌九十口。平餅百十口。酒壺十四口等。呂須伎九十二口。罐蓋五十七合。高盤百四口。小罌九十八口。山罌二口。白

九十六口。水餅九十九口。酒垂百六口。祭壺四百廿九口。短女坏九十二口。小坏百卅五口。罌八口。片盤百六口。

燈臺十二口。自余輪錢

三代實錄に

清和天皇元年三月四日庚申、遣左衛門少尉正六位紀朝臣今影右衛門大志從六位上櫻井田部連貞雄磨於河内和泉兩國、辨決陶山之爭、夏四月二十一日兩午、河内和泉兩國相爭燒陶伐薪之山、依朝使左衛門小尉紀今影等勸定、爲和泉國之地、

見るべし、當時是の地方製陶の盛なりしトウを。陶邑の名古く國史に見ゆ。

日本書記に

崇神天皇七年春二月丁丑朔辛卯、詔曰、昔我皇祖大啓、鴻基、其後聖業逾高王風轉盛、不意今當朕世、數有災害、恐禍無善政、取咎於神祇耶、蓋命神龜以極致災之所由也於是天皇乃幸于神淺茅原而會八十萬神以卜問之、是時神明憑倭迹迹日百襲姬命曰、天皇何憂國之不トウ治也、若能敬祭我者、必當自平矣、天星問曰、教如此者誰神也、答曰、我是倭國城內所居神、名爲大物主神、時得神語隨致祭祀、然猶於事無驗、天皇乃沐浴齋戒。深淨殿內、而祈之曰、朕禮神尙未盡耶、何不享之甚也、冀亦夢裏教之、以畢神恩、是夜夢有一貴人、對立殿戶、自稱大物主神、曰、天皇勿復爲愁國之不トウ治、是吾意也、若以吾兒大田々根子、令祭吾者、則立平矣、亦有海外之國、自當歸伏、秋八月癸卯朔己酉、倭迹速神淺茅原目妙姬、總積臣遠祖大水口宿禰、伊勢麻績君三人、共同夢而奏言、昨夜夢之有一貴人、誨曰、以大田々根子命、爲余大物主大神之主、亦以市磯長尾市、爲祭倭大國魂神之主、必天下太平矣、天皇得夢辭、益歡於心、布告天下、求大田々根子、即於茅渟縣陶邑得大田々根子而貢之、天皇即親臨于神淺茅原會諸王鄉及八十諸部、而問大田々根子、曰、汝其誰子、對曰、父曰大物主大神、母活玉依媛、陶津耳之女、亦云天日方寄日方天皇曰、朕當榮樂、乃卜使物部連祖伊香色雄爲神班物者、吉之、又卜便祭他神、不吉、十一月壬申朕己卯、命伊香色雄、而以物部八十手所作祭神之物、即以大田々根子、爲祭大物主大神之主、又以長尾市、爲祭倭大國魂神之主、然後卜祭他神、吉焉、便利祭八十萬群神、仍定天社國社及神地神戶、於是疾疫始息、國內漸謐、五穀既成、百姓饒之、右の事を古事記に記して云ふ

此天皇之御世、役病多起、人民死、爲盡、爾天皇愁歎而坐神牀之夜大物主大神顯於御夢曰、是者我之御心、故以意富多多泥古而令祭我御前者、神氣不起、國安平、是以驛使班于四方、而求謂意富多多泥古人之時、於河内之美努村、見得其人貢進、爾天皇問賜之、汝者誰子也、答曰僕者大物主大神娶陶津耳命之女活玉依比賣生

子、名櫛御方命之子、飯肩巢見命之子、建甕槌命之子、僕意富多多泥古白、於是天皇大歡、以詔云天下平人民榮、即以意富多多泥古命、爲神主、而於御諸山、拜察意富美和之大神前、書記に茅渟縣陶邑にあるを、記には美努村に作れり、美努村は今の中河内郡(舊若江郡)御野縣之神社ある邊なるべし、されど是れは記の記事が誤傳に出でしなるべし。

舊事記に云ふ、

大己貴神乘天羽車大鷲、覓妻妾、而下行於節渡縣、(節渡當作茅渟)娶大陶祗女治玉依姬爲妻、往來之時人非所_レ知而密往來之間女爲姪身之時、父母疑怪問日誰人來耶、女子答曰、神人裝束自屋上零、人來坐共覆臥耳、爾時父母忽欲密顯、續麻作綜、以針鉤係神人短裳、而明日隨係尋覺越自鑿穴、經節渡山(節渡當作茅渟)入吉野山、留三諸山、當知大神、則見其綜遺、只有三索故号三輪山、謂大三輪神社矣、

舊事記のこの記事は郡内に許多の傳説古跡を胚胎し來りぬ。郷人或は稱す、所謂茅渟の宮地は宇鳥居の口を稱する處是なり、其の正南二三町の處にある山田神社は活玉依姬を祀る、又其東南に唐人が船云ふ處あり、天の羽車鷲に乘りて下り給ひし處、千疊敷は陶津耳の宮址、梵字が芝は活玉依姬の墳なり。是れ等皆據り所なき臆説に過ぎず。

千 兩 松

濱寺町濱寺公園内

濱寺公園の中、紀州街道の側、阪堺軌道終點の邊に在り、本多博士の日本老樹名木誌に云ふ。

周回一丈三尺、高さ六間半、樹齡八百年、紀伊大納言頼宣東上の途駕を駐め賞して曰く、能く之を庭園に移すものあらば千兩を與ふべし、侍臣敢て應ずる者なし、是れ名の起る所以上なり。是れ傳説を記せるのみ、恐らくは據り所なからん。

檜

柏

忠岡村大字忠岡(永福寺境内)

俗に伊吹木を稱す、境内に數株あり、深緑生茂類に絶す。其の中一株甚だ老大なり。相傳へて益滋の手植する所を爲す。棄駝師、之を眞の秦柏なりと稱すこと。

荒 山 の 松

久世村大字和田

即ち多治速比賣命神社の在る所、一に荒山に作る、今俱に音讀す。高さ約五百尺、周回五町餘、眺望絶佳なり。此の地御靈の松(俗に一本松)を呼ぶ赤松あり、幹周十五尺、高四十五尺、枝條蜿蜒龍の如く大に姿致あり、樹齡蓋し七、八百年、古來神木と稱し一指をだに觸れず。夫木集なる

公 朝

いつみなる荒山櫻さきぬらし

楨のはしのきかゝる白雲

是れ此の山を詠めるなるべし。

昔 山

山瀧村大字内畑

中盛彬の加季素免草紙に、昔山の記事あり、其の要に曰く

内の畑のほり川に沿うてむかし山といふ山ありこの山もこより土石にあらざ大なる木の株の朽ちしものあり高き處には諸木繁り平けき處は畑なる之を燃せばにほひい惡し腐木は言はでも知りぬ小川の流に沿ひてさしてたる

處には水にあらはれ殿の如く木理あざやかなり白杉楳の如し細工にはならず
現状は大要右の記事の如し、是れ所謂泥炭の粗悪なるものにして殆んご焚燒の用にもならず云ふ。中氏は説を進めて、
仁徳天皇の御世兎寸川の西にありし喬木は恐らく是れならん、その邊も昔は富木（即ち兎寸）といひしならんか、云ふ
に至りては妄想といふべきか。

國分の窟

南池田村大字國分

淨福寺の後數町、槇尾川の彼岸に岩穴あり里俗嫁が部屋と稱す、智海上人觀修の處といふ。舊誌に皆稱す、廣さ方丈十
人を容るべしと大阪府誌も其の説を擧ぐ、今之を觀るに蹠踏して纔に身を容るべし、是れ人工的のものにあらずして岩石
崩壞の際自ら生成せるものならん。

鳥地獄

横山村大字福瀬

鳥地獄一に南面利湯と稱す、大字南面利部落の東端にあり。而して地は大字福瀬り領地なりといふ。縣道を丘に登るこ
と三四町にして炭酸冷泉泡沫を發して湧き出で溜して小泓をなす、方一間、餘禽此を飲めば乃ち死すて之を鳥地獄とい
ふなり。天保中、究理家浴澡すれば効驗あるを知る、之を覚にて山下の旅館に導き浴湯を開く、故に南面利湯の稱あり。
近來之を較めラムネを製し、今は又ベイント白粉齒磨粉の原料を製出す。

潮谷

横山村大字善正 同大字福瀬

和泉誌を始め名所圖繪、近くは和泉國地誌に之を載す。曰く、善正の西北槇尾川の岩罅より蹠出づ、別に福瀬の南方切
坂山の下より湧き流る、こゝ二町にして槇尾川に入る、鹽分を含むこゝ多し、現時も此の如し。

大阪府學務部

昭和四年五月二十五日印刷
昭和四年五月三十日發行

大阪市此花區上福島南二丁目二六二
中島印刷工場
印刷者 中島政藏

電話福島(45)六六〇番

14.5
233

終

